

# **羽島市景観計画案**

**羽 島 市**  
**平成30年 月**



## 目 次

頁

序章 はじめに .....	1
第1章 羽島市の景観特性 .....	5
1－1 羽島市の景観基礎調査 .....	5
1－2 上位関連計画における景観形成の方針 .....	20
1－3 景観形成に関する市民意向調査 .....	30
1－4 羽島市の景観構造 .....	37
1－5 景観形成上の課題 .....	40
第2章 良好的な景観の形成に関する方針 .....	45
2－1 景観計画区域の設定 .....	45
2－2 良好的な景観形成に関する方針 .....	48
第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限 .....	51
3－1 行為制限の基本的な考え方 .....	51
3－2 景観形成基準等 .....	54
3－3 行為の届出 .....	57
第4章 良好的な景観の形成にかかる取り組み .....	61
4－1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 .....	61
4－2 景観重要公共施設の指定及び整備 .....	63
4－3 屋外広告物の表示・掲出に係る景観形成の方針 .....	65
第5章 景観まちづくりの推進 .....	67
5－1 景観まちづくりの推進体制の構築 .....	67
5－2 景観まちづくりの推進施策 .....	71
景観形成ガイドライン .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
I. 景観形成基準の解説 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
II. 届出制度の解説 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。



# 序章 はじめに

## 1. 景観計画の策定の背景と目的

### (1) 背景～景観法の制定～

平成 15 年 7 月に示された「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成が国の重要課題として位置づけられ、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）が制定されました。

この景観法が制定される以前は、主に各地方公共団体が独自に制定した自主条例の枠組みの中で、景観の維持・保全に取り組んでいました。そのため、規制・誘導に効力のある根拠法がなく、良好な景観の形成を図るには限界がありました。

そのような状況に対し、景観法は、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」（景観法第一条を引用）を目的に制定されたものであり、都道府県や市町村が景観行政団体となり、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定め、法的な根拠の下で、地域の特性に応じた景観形成誘導を行うなどの景観施策の実施が可能となりました。

### 【基本理念－景観法－】

- |  |
|--|
| 第二条 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。 |
| 2 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。  |
| 3 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。                    |
| 4 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。          |
| 5 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。                                     |

## （2）景観行政団体への移行

景観法では、地方自治体が独自の良好な景観の形成に向け、建築物の建築や工作物の建設等に対し、届出・勧告を基本とする規制誘導等を行うなどの具体的な景観行政を行うことが可能となりました。

その具体的な施策を実施するためには、地方公共団体は景観行政団体となり、景観行政を行う対象区域と、良好な景観形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた景観計画を策定することになっています。

羽島市（以下「本市」という。）は、平成26年3月31日に景観行政団体に移行していますが、岐阜県ではこれまでに県及び24市町村が景観行政団体となっており、そのうち17団体で景観計画が策定されています（※平成29年3月31日現在）。

景観計画を策定した景観行政団体では、我が国全体として人口減少が進む中、人や財・サービス、産業などの流入促進に向け、他の都市施策と連携し、景観を活かした魅力的なまちづくりに取り組んでおり、本市においても景観計画を策定し、景観行政に多面的に取り組んでいきます。

### 【景観行政団体－景観法】

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域内にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域内にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域内にあっては、当該市町村をいう。

## （3）景観計画策定の目的

羽島市景観計画（以下「本計画」という。）は、市民、事業者、市が、共通認識の下に景観形成に向けた意識を高め、主体的に本市特有の景観を守り、育み、創造することを目的に策定しました。

本計画では、本市における、より良い景観形成の実現に向け、本市の景観構造や景観特性を踏まえた景観づくりの基本的な考え方を示し、その方向性に則って、景観形成に係る行為の誘導方針（基準）と、市民、事業者、市が協働で景観まちづくりを進める施策を定めるものです。

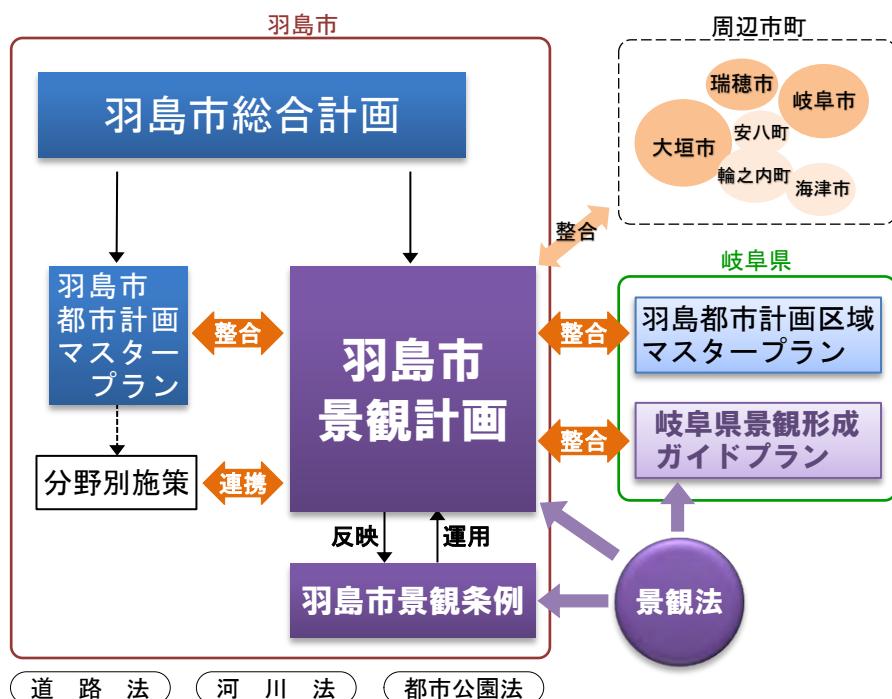
## 2. 景観計画の位置づけと構成

### (1) 羽島市景観計画の位置づけ

本計画は、本市の景観形成に関する方策について、法第8条の規定によって総合的に定めるもので、「羽島市総合計画」及び「羽島市都市計画マスターplan」との整合を図り、まちづくり関連の各種施策等との連携を踏まえて策定したものです。

さらに、県や周辺都市の景観形成の考え方との整合性にも留意し、本市の特徴を活かしつつ、広域的に良好な景観の形成を目指しています。

図一 景観計画の位置づけ



### (2) 計画の構成

景観計画は、景観法に基づき必ず定めなければならない事項（必須事項）と、市町村ごとに必要に応じて作成すべき事項（選択事項）、定めることが望ましい事項で構成されます。

本計画においては、本市の特性に応じて、以下の構成で計画を策定しています。

#### 《必須事項》

- 景観計画区域【法第8条第2項第1号】
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項【法第8条第2項第2号】
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針【法第8条第2項第3号】

#### 《定めることが望ましい事項》

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針【法第8条第3項】

#### 《選択事項》

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項【法第8条第2項第4号イ】
- 景観重要公共施設の整備に関する事項【法第8条第2項第4号ロ】
- 景観重要公共施設の占用等の基準【法第8条第2項第4号ハ】



# 第1章 羽島市の景観特性

## 1－1 羽島市の景観基礎調査

### 1. 景観形成要素の現状

「景観」について、すでに他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること、また、良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義によって画一的な景観を生むおそれがあることなどから、法においては特段の定義が置かれていません。

のことから、景観の捉え方は一様ではありませんが、景観を構成する要素として、ここでは、本市の地形や土地利用、建築物の分布など、景観を形成する土台となる要素と、歴史・観光資源や主要な公共施設などのシンボル・核となる要素の分布状況について把握し、本市の景観の現状を捉えます。

#### (1) 地形

本市は、濃尾平野の中央部に位置し、市の東西に流れる一級河川の木曽川、長良川に挟まれた平たんな地形であることから、市全域として広がりのある景観がみられます。



## (2) 土地利用現況

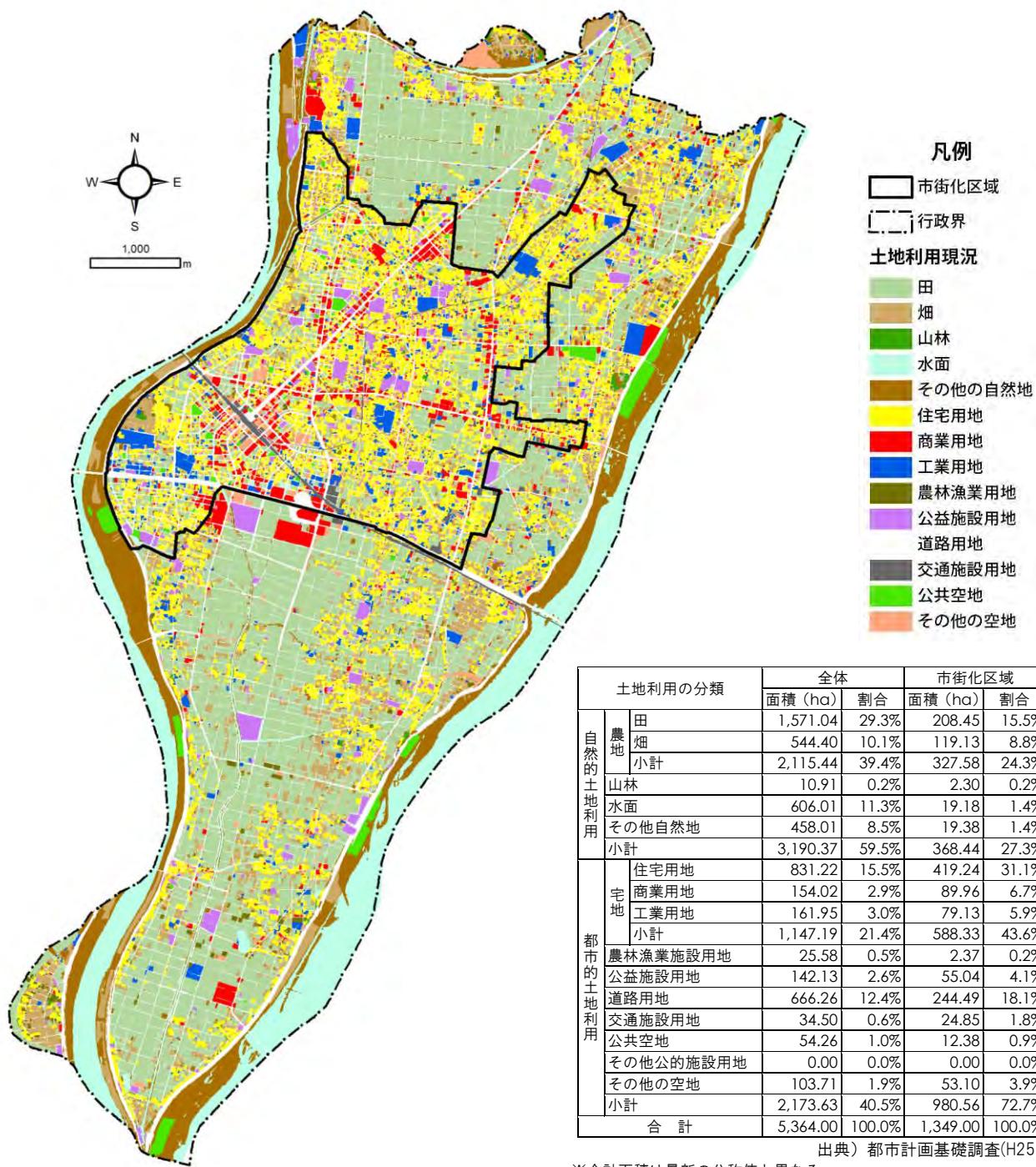
市内の土地利用をみると、農地が約4割を占めており、全体として約6割が自然的土地利用となっています。分布としては、市の北部と南部に農地が広がり、豊かな田園風景を構成しています。

市街化区域内は、宅地が約4割を占めており、幹線道路や駅周辺を中心に商業用地・工業用地が分布し、その後背地に住宅用地が広がっています。

なお、岐阜羽島駅周辺や岐阜羽島 IC周辺などの交通利便性の高い地域の空閑地や未利用地については、今後新たな開発が起こり得る場所であり、景観変化の可能性があります。

IC：インターチェンジ

図一 土地利用現況図



### (3) 建物利用状況

本市における建築物等の数量は、住居系の建築物が8割を占めて最も多くなっています。次いで工業系、商業系があわせて1割程度を占めています。

建築物の用途、高さ、規模、構造別に市内の分布をみると、以下の様な景観がみられます。

#### 【低層・木造の住居系建築物】

市街化区域内には、駅周辺や道路沿道の後背地に低層・木造の住宅が集まり、落ち着いた暮らしの景観がみられます。市街化調整区域では、農村集落が点在し、農地と一体となった昔からの集落の景観がみられます。

#### 【幹線道路沿道・駅周辺の商業系建築物】

岐阜羽島線・大垣一宮線などの幹線道路沿道やIC周辺など、交通利便性の高い地域において、商業系の建築物の集積による沿道景観が形成されています。

岐阜羽島駅周辺では、土地区画整理事業が施行され、中高層の建築物の立地がみられます。この地域は、都市計画マスタープランで、土地の高度利用を図る地域とされていることから、今後より高密度な景観が形成される可能性があります。

IC南側では地区計画に基づき、近年、規模の大きな郊外型の大型店舗の立地がみられ、景観の変化がみられます。

#### 【市の中部～北部にかけて分布する工業系建築物】

名鉄竹鼻駅周辺や市の北部にかけて地場産業である繊維産業の工場など、工業系の建築物が立地しています。特に、IC周辺や幹線道路沿道など交通利便性の高い場所では、比較的大きい工場の集積がみられます。

#### 【竹鼻地区の商業系・住居系建築物】

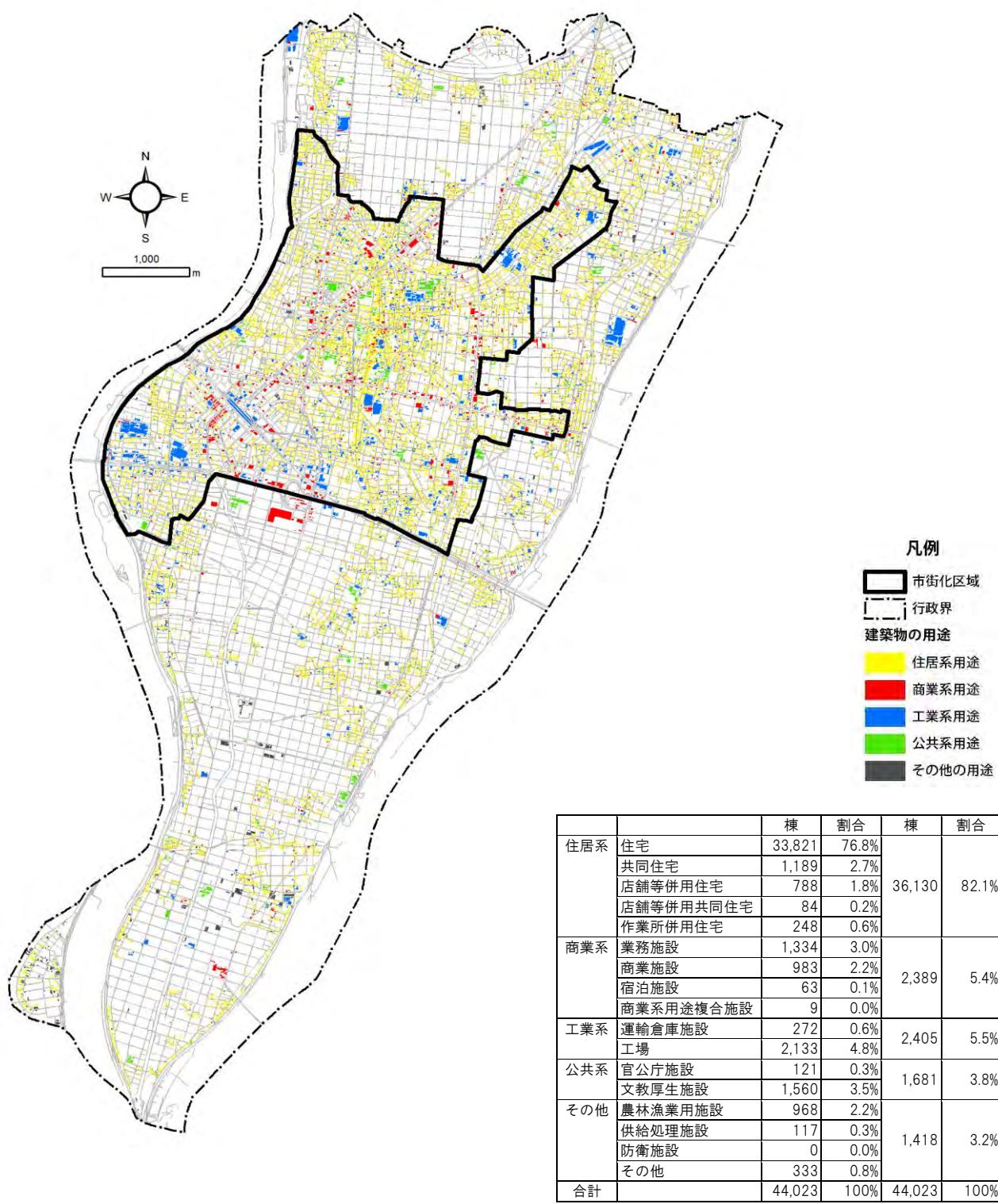
名鉄竹鼻駅周辺、羽島市役所前駅周辺は、商店街が形成され、低層・木造の商業施設や店舗併用住宅などが集積しています。この地域は本市の古くからの中心市街地として、歴史や情緒ある街なみが残されています。

その一方で、空き店舗や空き家等の増加によって、昔から続く街並みの維持が困難になっています。

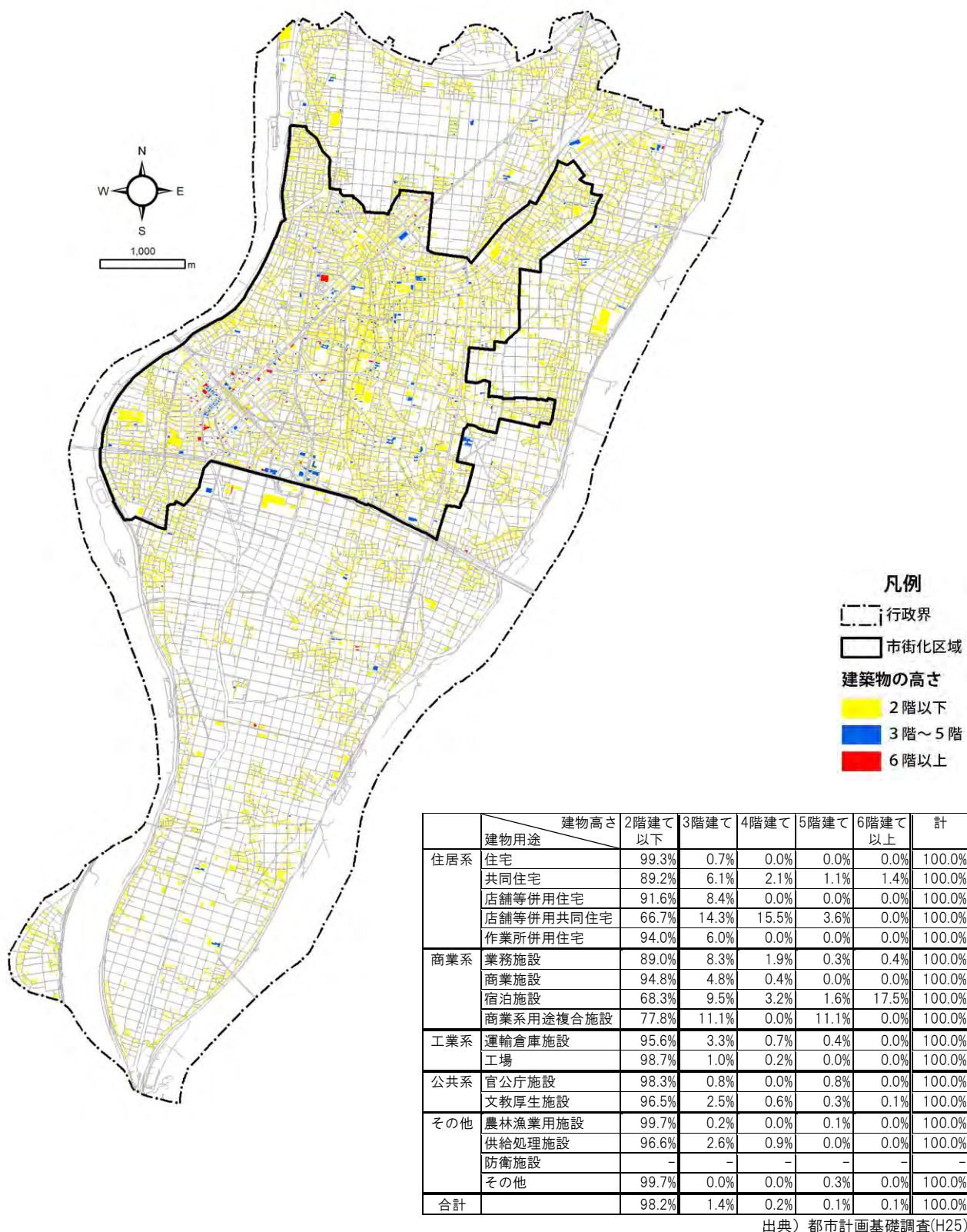
#### 【周囲の景観と調和しない建築物】

市全体として、ところどころに周囲の建築物から突出した高さや規模の建築物がみられます。これらの建築物の色彩や形状は周囲の景観に大きな影響をもたらすものです。

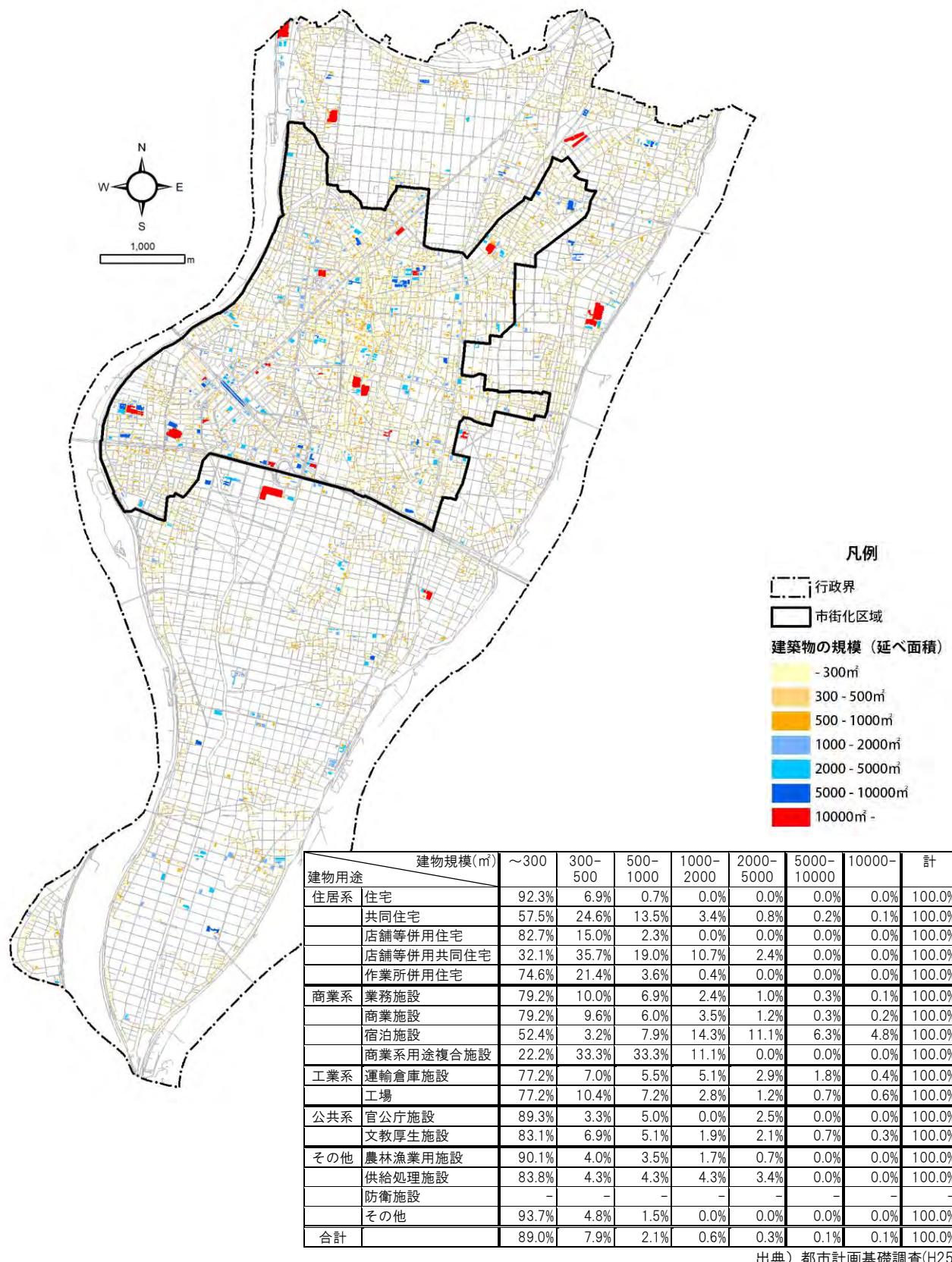
図一 建物用途別現況図



図一 建物高さ別現況図

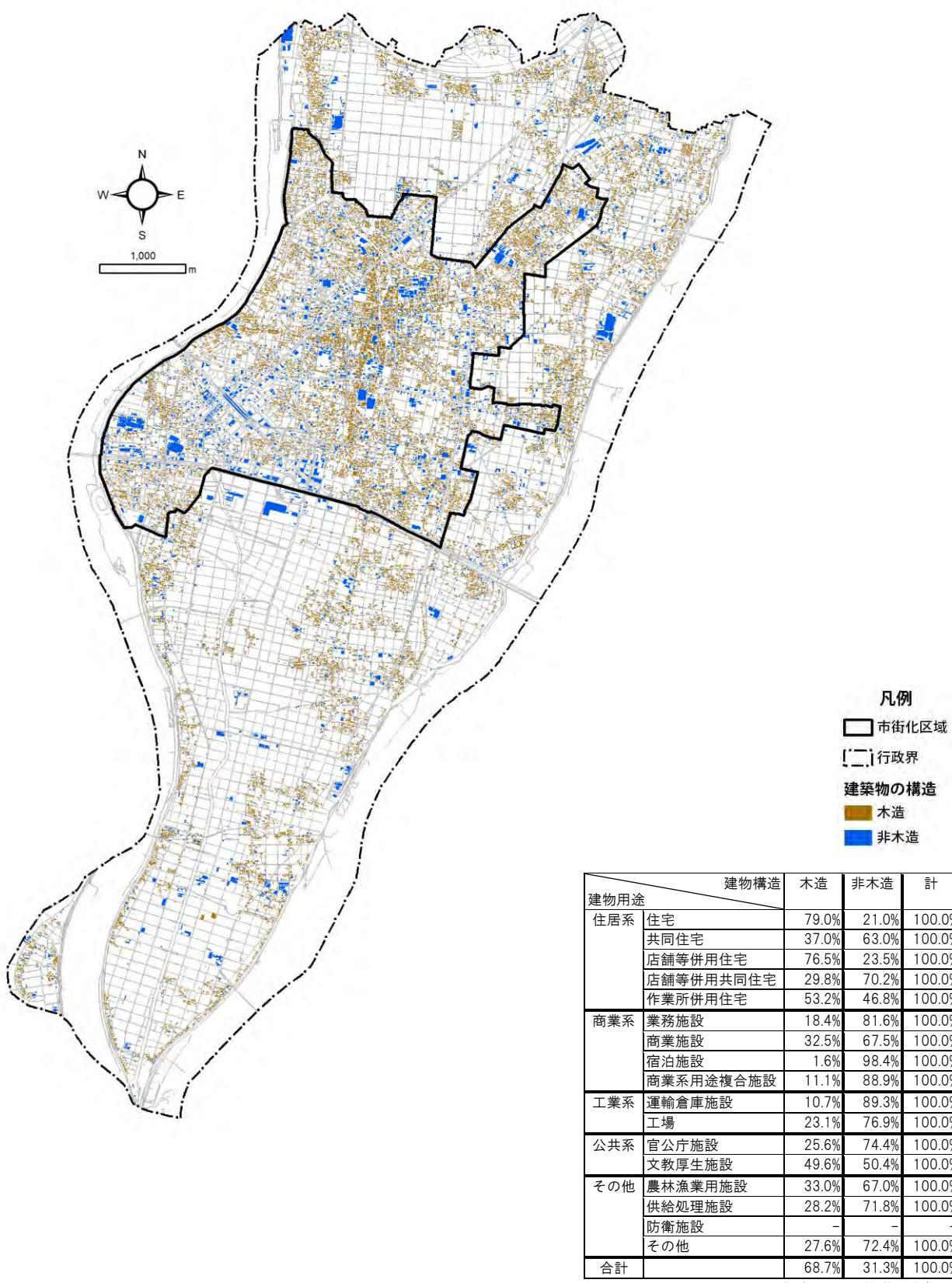


図一 建物規模別現況図



出典) 都市計画基礎調査(H25)

図一 建物構造別現況図



出典) 都市計画基礎調査(H25)

## (4) 主要都市施設

道路や河川といった都市施設は、都市の骨格を形成するものであり、重要な景観要素の一つといえます。本市では、例えば以下のような景観がみられます。

### 【河川】

市の両端を挟む一級河川の木曽川と長良川によって、広大で潤いのある良好な河川景観がみられます。

一方、逆川など市街地内に流れる河川は、市街地に潤いをもたらす身近な河川景観を形成しています。

### 【道路・交通軸】

まず、市の中央部を東西に横断する東海道新幹線及び名神高速道路は、移動しながら本市を広域的に望む視点場であるとともに、南北の景観のまとまりを形成する要素となっています。

岐阜羽島線や大垣一宮線など、広幅員道路の沿道には、商業施設が集積し、賑わいのある沿道景観がみられるなど、都市景観の骨格軸を成しています。

一方、木曽川及び長良川沿いに走る堤防道路は、河川や広がる田畠、農村集落が一体となったパノラマ景観を見渡すことができる眺望の視点場となっています。

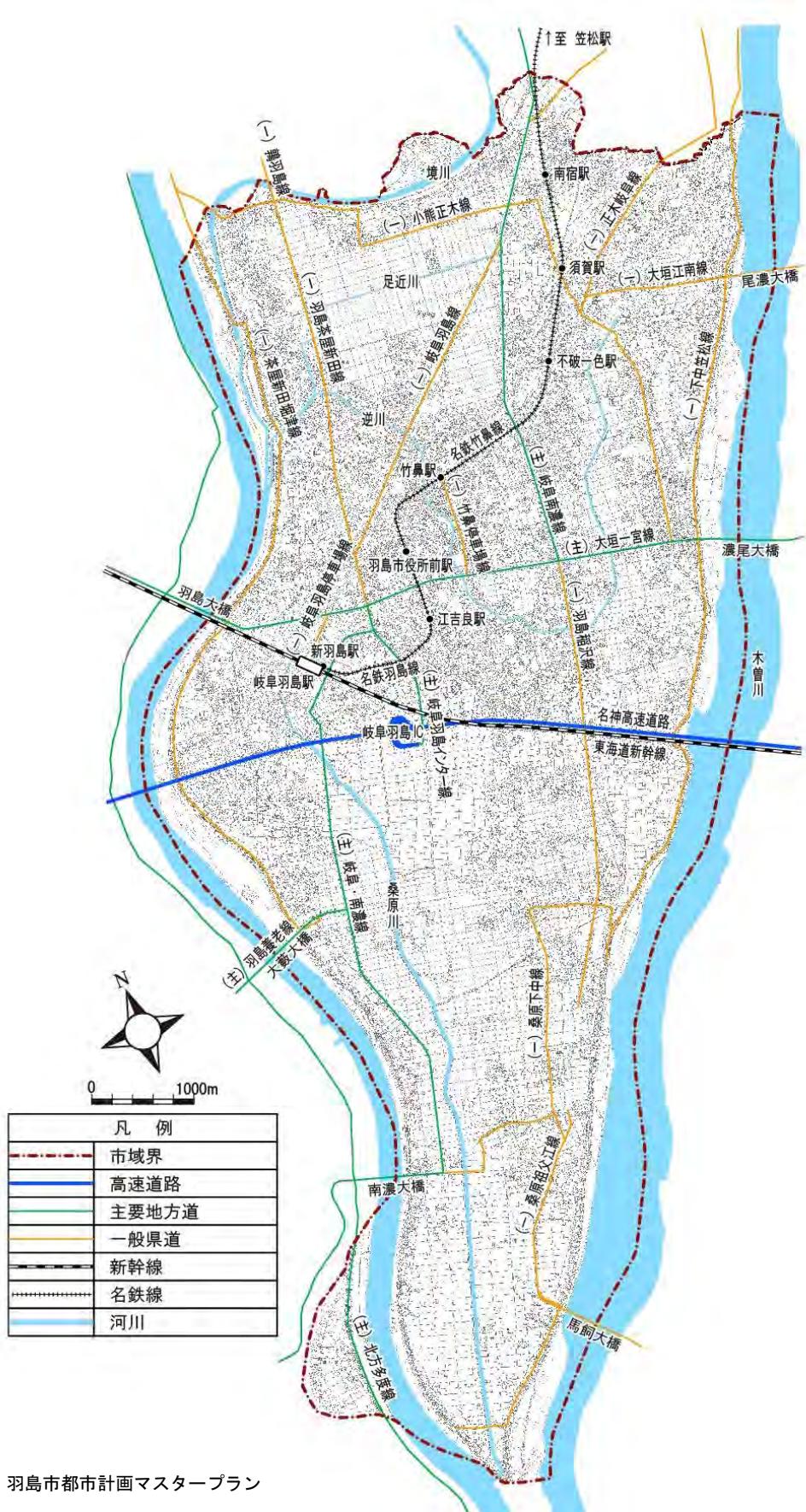
視点場：視点が位置する場所、見る人の位置

### 【公園・緑地】

木曽川と長良川の大部分が都市緑地であり、生態系豊かな河川景観を形成しています。また、河川敷に整備されている羽島市運動公園や国営木曽三川公園は、河川への親水空間となっています。

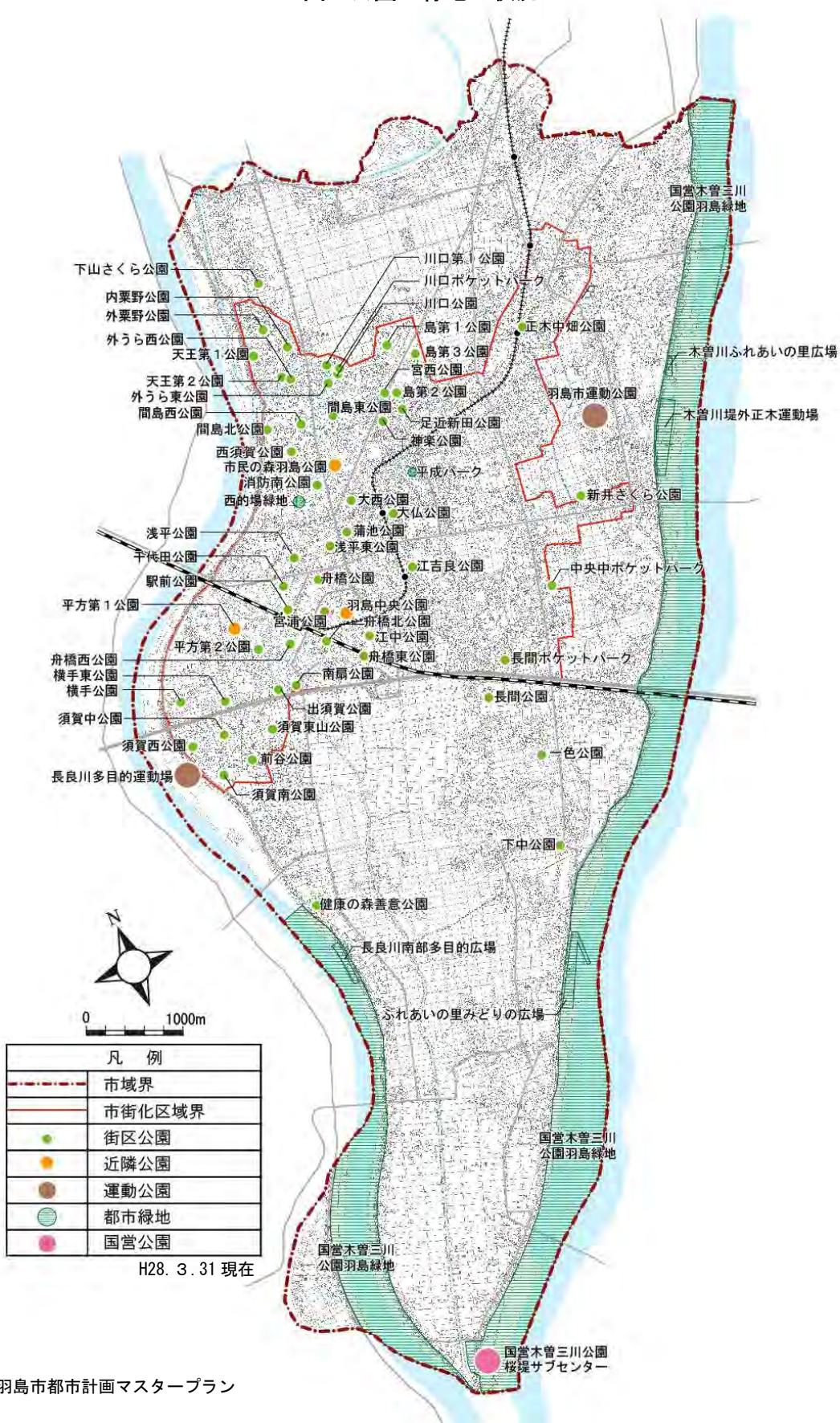
市街地内の都市公園は、市街地景観に潤いをもたらし、市民にとって身近に緑を感じられる場となっています。

図一 主要な道路・交通軸と河川の状況



出典) 羽島市都市計画マスターplan

図一公園・緑地の状況



出典) 羽島市都市計画マスターplan

## (5) 歴史・文化資源

歴史・観光資源は、その都市のアイデンティティーを表す重要な景観要素の一つといえます。本市では、例えば以下の様な歴史・観光資源による景観がみられます。

### 【竹鼻の歴史的な街なみ】

本市の古くからの市街地が形成されてきた竹鼻地区には寺社仏閣や史跡、古い街なみが残っています。

### 【円空生誕の地に由来する景観要素】

本市は、円空生誕の地であり、円空仏が数多く残されています。これにちなんだ円空仏の巨大モニュメントや、円空彫りの作品の並ぶ竹鼻町内の市道松山大浦線などは、特徴的な景観要素となっています。

### 【美濃路】

本市の東西に通過する美濃路は、東海道と中山道の2つの街道の脇街道で、その周辺には史跡や社寺が残っており、所々で歴史的な面影のある街道景観となっています。

### 【社寺】

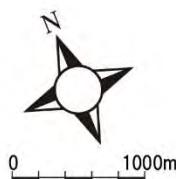
市内に点在する社寺は、旧来から農村集落の中心となる場所であり、それらと一体となった社寺林によって、歴史的な緑地景観が形成されています。

### 【祭り・イベント】

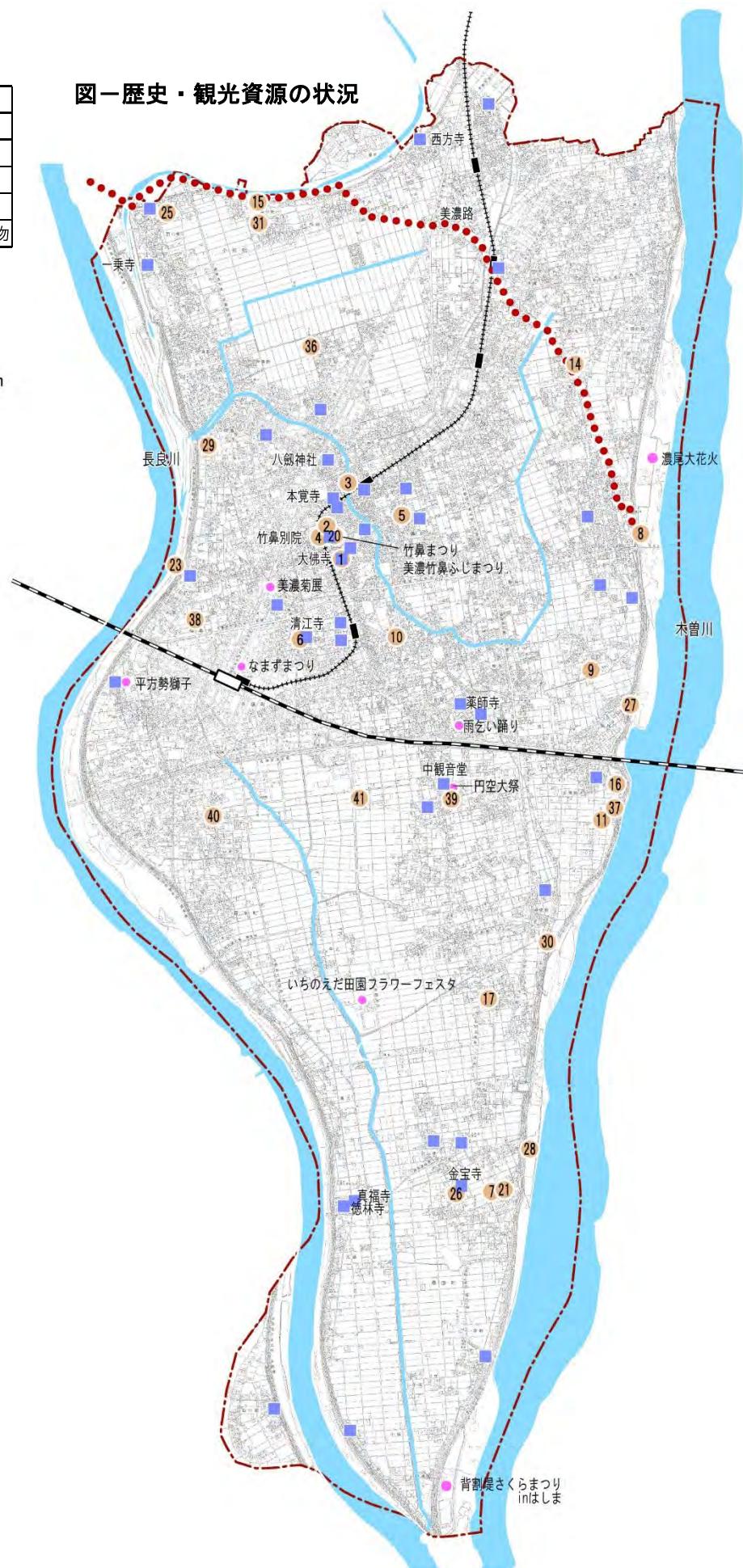
本市では、竹鼻別院のフジの開花にあわせて開催される美濃竹鼻ふじまつりや、八剣神社の祭礼である竹鼻まつりなど伝統的な祭事が行われています。

また、濃尾大花火（夏）、いちのえだ田園フラワーフェスタ（春・秋）など、市内各所で開催される祭りやイベントは、賑わいがあり四季を感じることのできる景観要素といえます。

凡 例	
-----	市域界
■	市街化区域界
■	主な神社仏閣
●	主な祭り・イベント会場
●	史跡・名勝・天然記念物



図一歴史・観光資源の状況



○は県指定

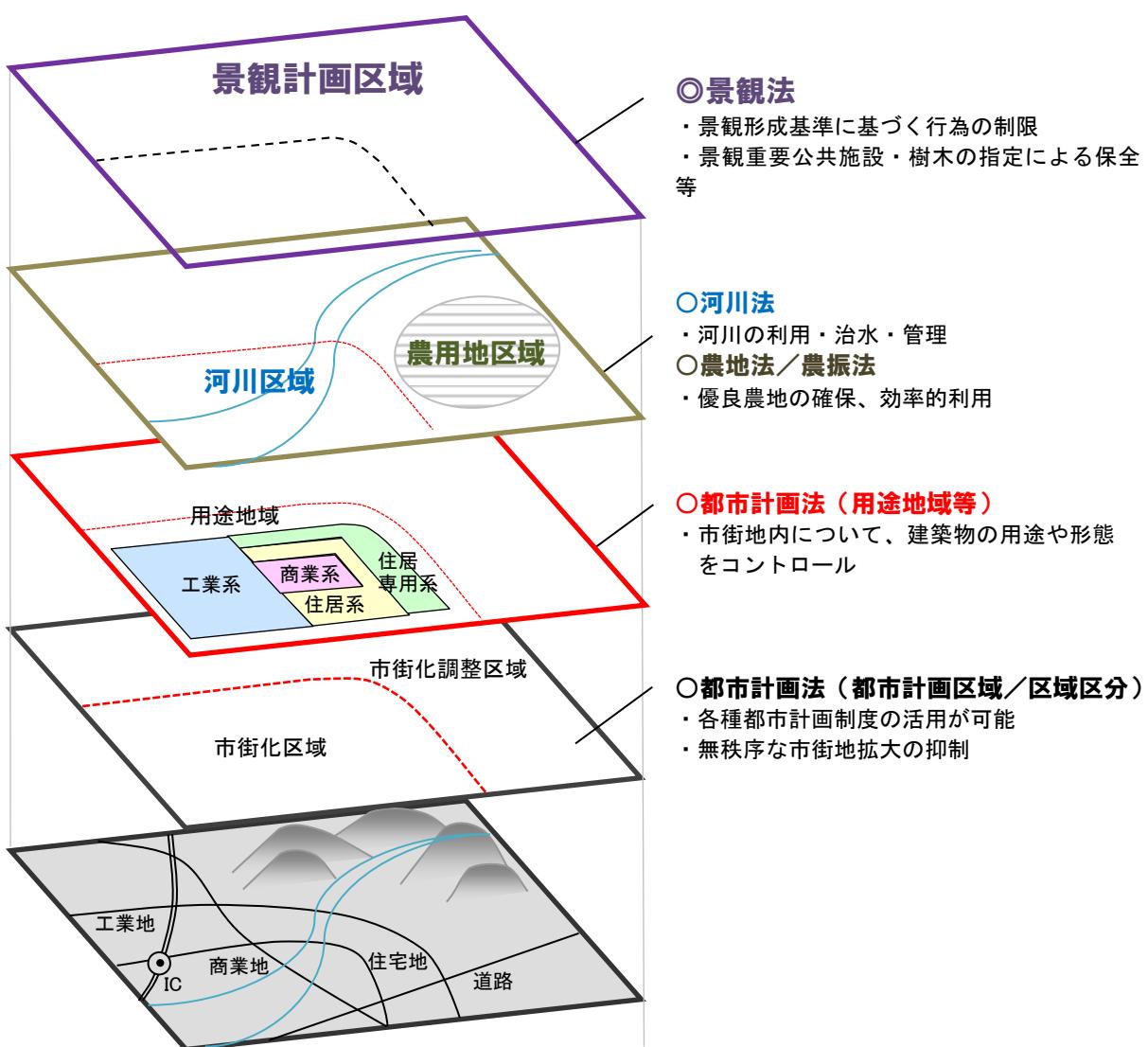
## 2. 景観形成に関する法規制

現在、計画的な土地利用を図るために、都市計画法に基づく区域区分や用途地域など、開発や建築形態について様々な規制が設けられています。

これらの規制は、土地利用の誘導によるまとまりのある市街地環境の形成や、無秩序な市街地拡大の抑制による自然環境の保全など、景観形成にも作用しています。

また、景観計画で定める事項の一つである「行為の制限」は、このような規制と連携しながら、良好な景観形成の誘導を図るものであります。

ここでは、現在定められている規制がどこを対象とし、どのように景観形成に作用しているのか捉えます。



## (1) 都市計画法

本市では、市全域(5,366ha)が都市計画区域に指定され、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、区域区分によって市街化区域と市街化調整区域が定められています。

市街化区域及び市街化調整区域では、開発や建築(建ぺい率・容積率・高さ制限等)が規制されており、市街化区域では都市的な景観が、市街化調整区域では自然を基調とした景観が形成されています。

また、市街化区域には用途地域が指定されており、市街地の良好な住環境の保全や産業活動の効率化などを図るために、建築物の新築などの際、その用途や形態(建ぺい率・容積率、高さ制限等)に一定の規制を課しています。さらに、市街化区域の一部では、特別用途地区を指定しており、全国一律の規制内容となっている用途地域の制度を補完し、地域の特性に応じた土地利用を誘導しています。

本市では、駅周辺や幹線道路沿道を中心に商業系・工業系の用途地域を指定し、その後背地に住宅系の用途地域が指定することで、地域ごとの特性やまとまりのある市街地景観の形成に寄与しています。

市街化区域：1,349ha  
(開発許可制度の規制対象：  
1,000m以上)



市街化調整区域：4,017ha  
(開発許可制度の規制対象：  
原則すべて)

### 凡例

	行政界
	都市計画区域
	市街化区域



### 凡例

□ 市街化区域

#### 用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

#### 特別用途地区

- 特別工業地区
- 特別業務地区

## (2) 農業振興地域の整備に関する法律

市街化調整区域の大半にわたって、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）による農業振興地域、農用地の指定がされています。

農用地に指定されている区域では、農地転用が厳しく制限され、本市の北部・南部に広がる良好な田園景観の保全に寄与しています。



## (3) 河川法

河川法による河川区域が、木曽川や長良川をはじめとした市内の一級河川に指定されており、河川景観の保全に寄与しています。

## 1－2 上位関連計画における景観形成の方針

景観は、その土地や自然が土台となり、これを人々の生活行動や都市活動によって地域特有のものとして形成されていきます。

そこで、本計画については、「羽島都市計画区域マスタープラン」、「羽島市都市計画マスタープラン」、及び「岐阜県景観形成ガイドプラン」に示されている景観形成に係る主要方針との整合を図り、その基本的な考え方を示すこととします。

### 1. 羽島都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）に基づき策定されるもので、都市計画に関する基本的な指針として、都市計画区域ごとに都市計画の目標をはじめ、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの主要な都市計画の方針について、長期的な視点に立って整理しています。

本市においては市単独で形成される羽島都市計画区域が指定されており、羽島都市計画区域マスタープラン（平成22年12月変更）が策定されています。

#### （1）良好な景観の保全・形成に関する方針

公共施設の整備や岐阜羽島駅周辺市街地の整備において、景観に配慮した整備を推進するとされています。

歴史文化資源の保全や、屋外広告物の規制、地域の清掃活動などによる、都市景観の保全の方針が示されています。

#### 【良好な景観の保全・形成（羽島都市計画区域マスタープラン p.羽島-10）】

##### ① 都市景観の創出

本区域の景観整備として、公共的な建築物・公園・道路・河川等、各種公共施設にあっては周囲の景観や建築物等との調和のとれた整備に努めます。特に道路については、歩行空間において景観に配慮した植栽帯などの整備を進めます。

また、岐阜羽島駅周辺については、市街地の計画的な整備を促進しつつ、あわせて景観に配慮したまちづくりを推進します。

##### ② 都市景観の保全

市民の誇りとなるような地域景観の保全・創造を図るため、歴史文化資源の保全に努めます。特に町家づくりと街道筋の史跡を、散策ルートとして活用していくため、地域住民とともに計画の構築と具現化を図ります。

また、市街地景観並びに街の美観を維持・向上させるため、屋外広告物の規制や地域の清掃活動等を進めます。

## (2) 主要な緑地の配置に関する方針

大浦地区の樹林や、集落に点在する社寺境内地の樹林について、景観構成系統の緑地として保全を図るとされています。

### 【主要な緑地の配置方針（羽島都市計画区域マスタープラン p. 羽島-27）】

#### (4) 景観構成系統

大浦地区には樹林に囲まれた静かな美しい佇まいが現存しています。東海道と中山道を結ぶ美濃路に面し、金毘羅神社が祀られていることから、美濃路の自然的面影を残す地区であり、緑地として保全します。

また、集落に点在する社寺境内地の樹林については、鎮守の森として地域住民の身近な景観要素となっていることから保全します。

## 2. 羽島市都市計画マスタープラン

羽島市都市計画マスタープラン（平成 23 年 12 月変更）は、本市の都市計画に関する基本的な指針として、土地利用、都市施設、自然環境、景観など都市を構成する様々な要素の方向性について、長期的な視点に立って整理されたものです。

### （1）景観形成の方針

都市計画マスタープランでは、「地域資源の活用と秩序ある景観の形成」を景観形成の基本方針としています。

美濃路や竹鼻地区の歴史的景観や、市街化調整区域の優良農地や社寺林、河川といった自然的景観の維持に努めるとされています。

また、市街地において、公共的な建物・工作物の景観への配慮や、岐阜県屋外広告物条例の適切な運用などにより、秩序ある景観形成を図るとされています。

#### 【景観形成の方針（羽島市都市計画マスタープラン p. 97）】

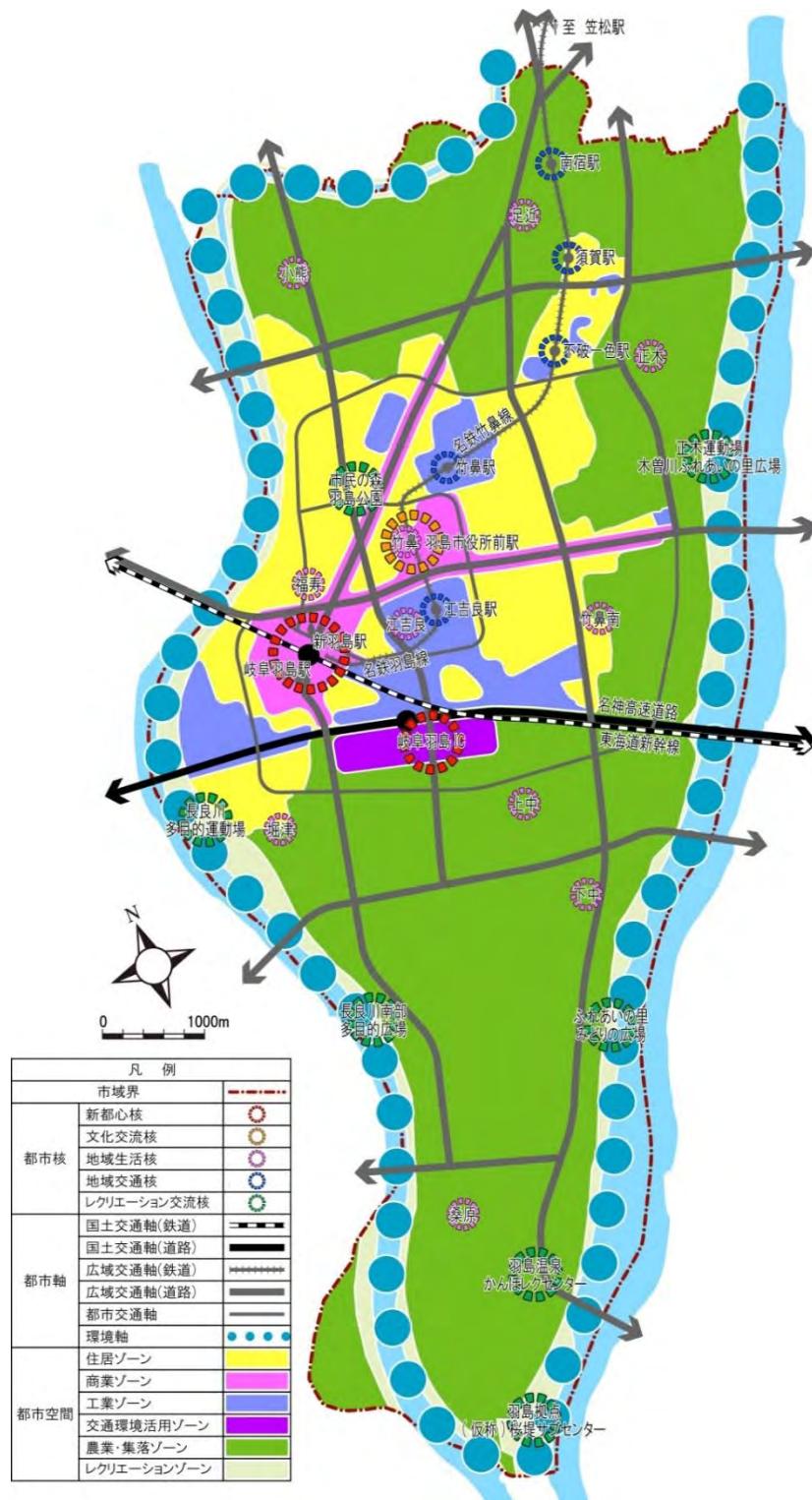
基本方針	地域資源の活用と秩序ある景観の形成
整備・誘導方針	<p>1) 地域資源の活用</p> <p>本市北部の美濃路周辺や中心部の竹鼻地区においては、歴史・文化資産の保全に努め歴史的景観を維持するとともに、基盤整備などにおいては、周辺のまちなみとの調和に配慮します。</p> <p>市街化調整区域における優良農地などの田園風景や集落における社寺林などは、地域住民の安らぎをもたらす景観として維持します。</p> <p>また、木曽川・長良川をはじめとする河川などの自然が構成する地域においては、うるおいのある水辺景観の維持に努めます。</p> <p>2) 秩序ある景観の形成</p> <p>道路や公園などの都市施設や公共的な建物の整備に際しては、地域特性に配慮するとともに、周辺のまちなみと調和のとれた整備を進め、良好な景観形成に努めます。</p> <p>特に、都市計画道路の整備に際しては、ポケットパークや街路灯のデザインなど、景観に配慮した整備に努めます。</p> <p>また、道路や公共施設の緑化、民有地の生垣緑化の推進、工場の敷地内や周辺の緑化などを市民・事業者等と協働で進め、緑豊かな市街地景観の形成を図ります。</p> <p>なお、屋外広告物については、岐阜県屋外広告物条例などの適切な運用やパトロール、啓発活動などを積極的に行い、秩序ある都市景観の形成を図ります。</p>

## (2) 将来都市構造・土地利用に関する方針

都市計画マスタープランで位置づける将来都市構造や土地利用に関する方針などのまちづくりの方向性は、将来の景観形成にも大きく影響するものです。

特に岐阜羽島駅周辺や IC 周辺は新都心核として位置づけられ、都市機能の更なる集約を促進するとされていることから、景観の変化の可能性が大きくなると予想され、対策が求められます。

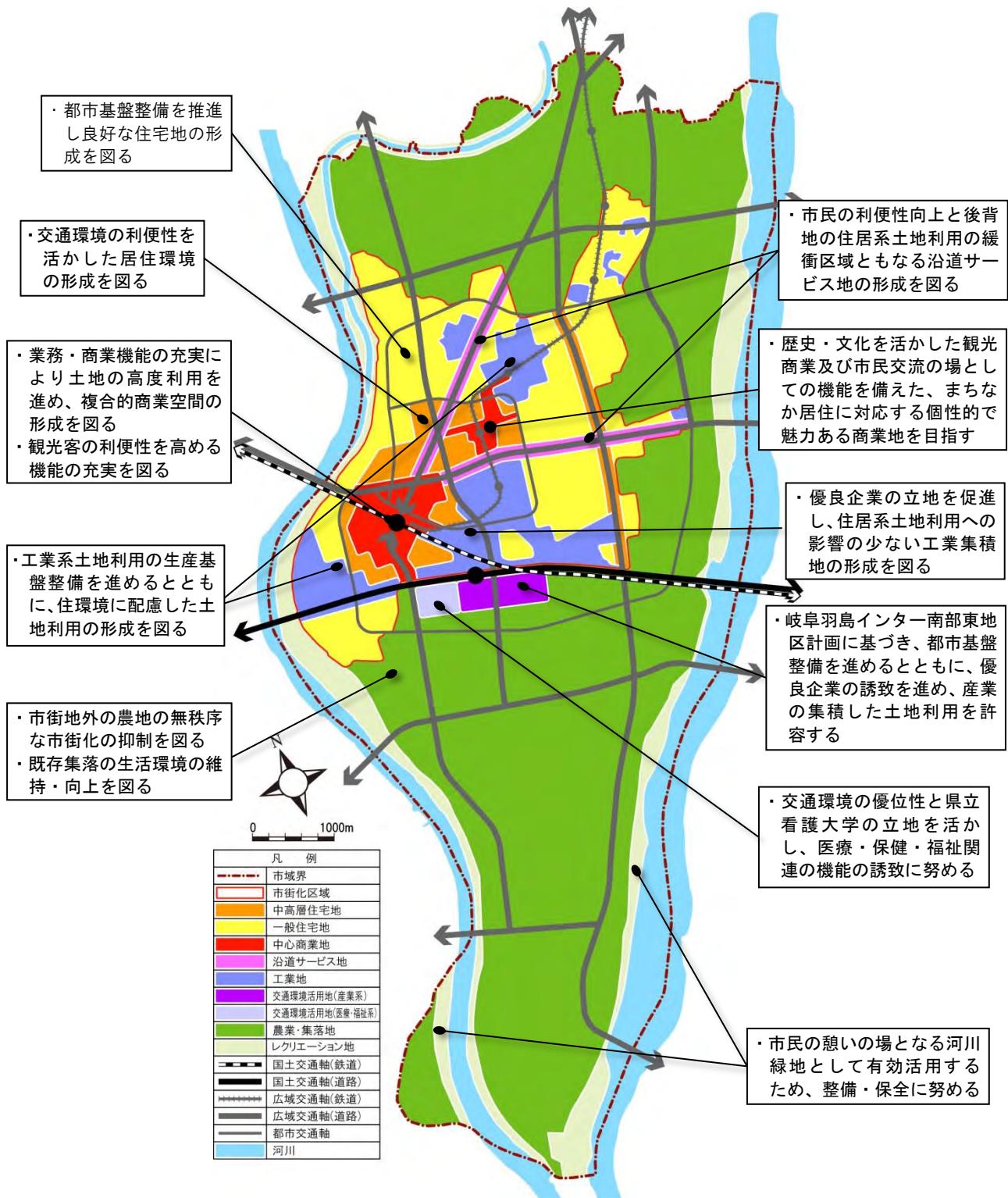
図一 将来都市構造図（羽島市都市計画マスタープラン p. 76）】



## 【将来都市構造の概要（羽島市都市計画マスタープラン p. 73～75）】

区分	名称	概要
都市核	新都心核	本市の玄関口であり中核的機能を新たに集積する地区を新都心核として位置づけ、都市機能の更なる集約を促進して、本市の活力の向上と利便性の高いまちづくりを行います。
	文化交流核	本市の中心市街地である羽島市役所前駅周辺を文化交流核として位置づけ、歴史・文化資産の保存・整備・活用を図り、地域のつながりを重視した商店街の形成、市民文化の発信、活発な市民活動を生み出します。
	地域生活核	コミュニティセンターを中心とした各地域の生活の核となる地区を地域生活核として位置づけ、都市機能の強化を図るとともに快適な生活環境を創出します。
	地域交通核	鉄道駅を中心とした地区を地域交通核として位置づけ、公共交通の利便性向上による市民の移動を支援するとともに、駅周辺における生活利便施設等の立地や景観整備を促進します。
	レクリエーション交流核	市内の主要な公園やレクリエーション施設をレクリエーション交流核として位置づけ、人・自然とのふれあい・交流の促進を図ります。
都市軸	国土交通軸	国内の主要な都市を結ぶ国土軸の基幹をなす鉄道・道路を位置づけ、各都市への移動や交流の促進を図ります。
	広域交通軸	隣接する市町を結ぶ広域的な交通を担う鉄道・道路を位置づけ、市内各地域や近隣市町への移動や交流を促進するとともに、沿道土地利用の適正な誘導を図ります。
	都市交通軸	市内の各地域に結ぶ都市内の交通を担う道路を位置づけ、市内各地域間の移動や交流の促進を図ります。
	環境軸	豊かな自然と景観を有する河川を位置づけ、レクリエーション交流核を結ぶことで水と緑のネットワークの形成を図ります。
都市空間	住居ゾーン	市街化区域内の住居系用途地域に配置し、良好な住環境の形成を図ります。
	商業ゾーン	市街化区域内の商業系用途地域及び主要な幹線道路沿道に配置し、本市の賑いと活力の向上を図ります。
	工業ゾーン	市街化区域内の工業系用途地域に配置し、市民の雇用確保、安定した税収確保のため、周辺環境に配慮した工業系土地利用を進めるとともに企業立地の促進を図ります。
	交通環境活用ゾーン	市街化調整区域の岐阜羽島 IC 南部周辺に配置し、岐阜羽島駅や岐阜羽島 IC などの交通環境の良さや既存の施設を活かし、商業・物流機能及び技術先端型製造業などの企業や医療・保健・福祉関連の機能の集積を図ります。
	農業・集落ゾーン	市街化調整区域の農地・集落地に配置し、良好な農地の保全と、周辺の農地と調和した集落における住環境の維持を図ります。
	レクリエーションゾーン	木曽川、長良川、境川の堤防に配置し、交流拠点を中心とした豊かな自然環境を活かしたレクリエーション施設の充実によるふれあいと交流の拡大を図ります。

図ー土地利用の主要な方針（羽島市都市計画マスタープラン p. 77~81】



### 3. 岐阜県景観形成ガイドプラン

岐阜県景観形成ガイドプラン（平成17年3月策定）は、岐阜県の総合的、計画的かつ広域的な景観形成を図るため、各景観形成主体間の取組の一体的・効率的な推進を目指し、共通の指針を定めたものです。

同ガイドプランでは、県土全体の景観形成誘導要素として、山岳景観軸、河川景観軸、道路・街路景観軸、自然景観軸の4つの「県土の景観軸」を位置づけるとともに、地域ごとに景観形成方針を示しています。

#### （1）県土の景観軸

岐阜県景観形成ガイドプランでは、複数の市町村にまたがる広域的で景観上主要な軸について、「連続性を持たせた景観の形成や保全を図る必要がある」としています。

本市においては、長良川及び木曽川が河川景観軸として、名神高速道路が道路・街道景観軸として位置づけられています。

また、本市から眺望できる伊吹山地や養老山地は、山岳景観軸及び自然景観軸に位置づけられています。

#### 【山岳景観軸】



## 【河川景観軸】



## 【道路・街道景観軸】



【自然景觀軸】



## (2) 地域別景観形成方針

地域別景観形成方針では、本市は岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に属し、木曽川や長良川の河川景観の保全や整備、市域の南部に広がる農村集落景観の保全が必要であるとされています。

### 【景観上の特性】（※羽島市関連抜粋）

地形・自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部には濃尾平野が広がり、市街地の周囲には田園が広がる。</li> <li>・地域の南部に木曽川と長良川が流れる。</li> </ul>
軸線	<p>地域の骨格を形成する軸線として、次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川：木曽川、長良川</li> <li>・道路：名神高速道路</li> <li>・鉄道：JR 東海道新幹線、名鉄竹鼻線</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の南部において市街地が形成されている。</li> <li>・南部に JR 東海道新幹線が通り、県の玄関口となる岐阜羽島駅が位置する。</li> </ul>

出典：岐阜県景観形成ガイドプラン（p30）

### 【景観形成方針】（※羽島市関連抜粋）

- ①自然豊かな長良川の河川景観の保全と形成
  - ・県を代表する自然豊かな河川景観の保全を図るとともに、橋のデザイン化、ライトアップ、橋詰めのポケットパーク化等を推進し、魅力ある河川景観の形成を図る。
- ②広がりのある木曽川の河川景観の保全と形成
  - ・地域の南部を流れる木曽川は、名勝や国定公園にも指定されており、河川沿いには緑豊かな河川敷が広がる。
  - ・地域の南部の骨格的な緑地として、木曽川の河川沿いの広大な緑地を保全するとともに、周囲の自然環境に配慮した公園や遊歩道の整備を進め、広がりのある河川景観の形成を図る。
- ⑦良好な都市景観の形成
  - ・公共建築物等については、形態や意匠に配慮して都市景観の形成に先導的な役割を果たすほか、民間の建築物の周辺の景観に対する配慮や調和を促すことによって、良好な都市景観の形成を図ることが必要である。
- ⑧緑豊かな住宅地の景観の形成
  - ・周辺の環境に配慮し、緑豊かな住宅地の景観の形成を図る必要がある。
- ⑨平野部の農村集落景観の保全
  - ・羽島市南部や岐阜市秋沢等の平野部の農村集落においては、緑豊かな環境を形成している畦道、家屋の生垣、社寺林や家屋の庭木などの集落景観を保全することが必要である。

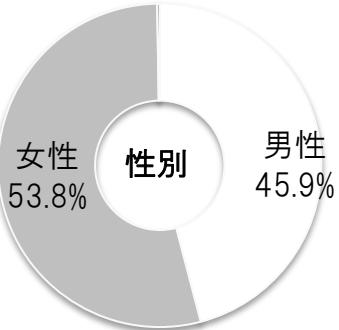
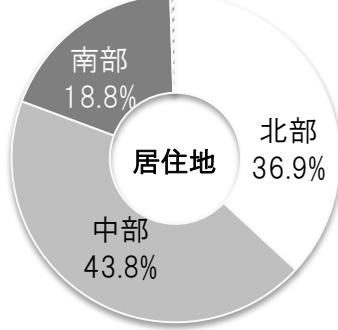
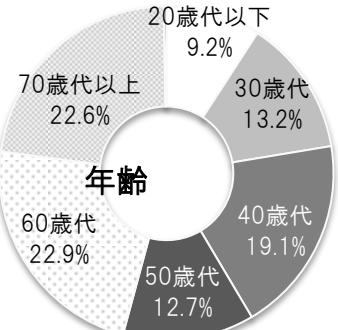
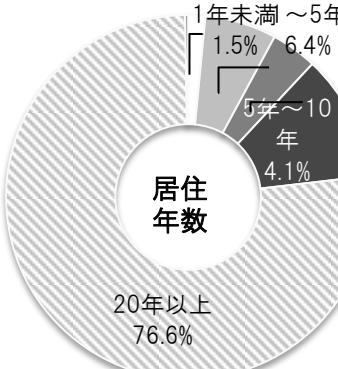
出典：岐阜県景観形成ガイドプラン（p32, 34）

## 1－3 景観形成に関する市民意向調査

市民は、本市の景観形成を主体的に進めていく担い手といえます。このため、市民の景観形成に対する意識を把握し、本市の景観形成に対する課題を整理しておく必要があります。

ここでは、市民アンケート調査から現在の景観への評価や、今後の景観形成に対する市民意向を把握します。

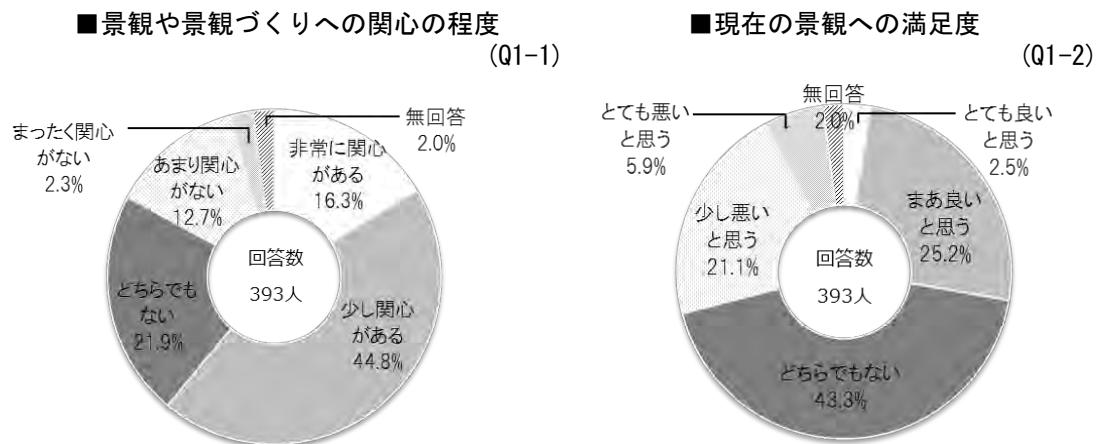
### 1. アンケート調査の概要

調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の景観に対する市民評価の把握</li> <li>・良好な景観形成に関する市民意向の把握</li> <li>・良好な景観形成のためのルールに関する市民意向の把握</li> </ul>																																							
調査対象	18歳以上の市民 1,000人（無作為抽出）																																							
調査手法	郵送によるアンケート調査票の配布・回収																																							
調査期間	平成27年11月26日（木）～12月11日（金）																																							
回収率	39.3%（回収数：393件）																																							
回答者の属性	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>45.9%</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>36.9%</td> </tr> </tbody> </table>	性別	割合	女性	53.8%	男性	45.9%	居住地	割合	南部	18.8%	中部	43.8%	北部	36.9%	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳代以下</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>13.2%</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>60歳代</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td>70歳代以上</td> <td>22.6%</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満～5年</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>5年～10年</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>10年～20年</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>76.6%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	割合	20歳代以下	9.2%	30歳代	13.2%	40歳代	19.1%	50歳代	12.7%	60歳代	22.9%	70歳代以上	22.6%	居住年数	割合	1年未満～5年	6.4%	5年～10年	4.1%	10年～20年	11.2%	20年以上	76.6%
性別	割合																																							
女性	53.8%																																							
男性	45.9%																																							
居住地	割合																																							
南部	18.8%																																							
中部	43.8%																																							
北部	36.9%																																							
年齢	割合																																							
20歳代以下	9.2%																																							
30歳代	13.2%																																							
40歳代	19.1%																																							
50歳代	12.7%																																							
60歳代	22.9%																																							
70歳代以上	22.6%																																							
居住年数	割合																																							
1年未満～5年	6.4%																																							
5年～10年	4.1%																																							
10年～20年	11.2%																																							
20年以上	76.6%																																							

## 2. 現況景観に対する市民評価

### (1) 景観への関心度と満足度

- 景観への関心の程度は、関心があるとした人が6割以上を占め、景観や景観づくりへの市民の関心の高さが伺えます。
- 景観への満足度については、「どちらでもない」が最も多くなっています。



### (2) 景観上重要な建造物・樹木

- 本市内の「良好な景観に貢献している」「今後も大切にしたい」と思う建造物や樹木、お気に入りの景観として、以下が挙げられました。市民が愛着を抱ける景観形成のためには、これらの景観要素を保全・活用していくことが必要といえます。

#### ■「良好な景観に貢献している」「今後も大切にしたい」と思う建造物・樹木等 (Q1-5)

建造物	件数
文化センター	35
岐阜羽島駅	25
竹鼻別院	15
コストコ	14
パロー	11
八剣神社	9
竹鼻のまちなみ	7
図書館	6
円空(仏)	6
市民の森	5

樹木	件数
別院の藤	34
市民の森公園の樹木	15
ハナミズキ街道の街路樹	9
川沿い・堤防の桜	7
一乗寺のいちょう、桜	7
岐阜羽島線の街路樹	7
看護大学周辺の樹木	5

その他	件数
花火大会	61
市民の森	23
田園風景	17
コスモス畑	8
ひまわり畑	7
竹鼻祭(の山車)	6
木曽川長良川の水辺	6
伊吹山	6
養老山脈や金華山	5

※5件以上のものを抜粋

### (3) 景観を阻害している要素

- 景観を阻害している要素として多く挙げられたのは、「手入れが行き届かず荒れた農地や空き地」「管理されていない空き家や空き店舗」等、管理不足による景観の質の低下に関するものとなりました。
- このことから、良好な景観形成のためには、農地や古い街など、市の景観を古くから形成してきた要素に対して、単に保全を図るだけでなく、その適切な維持管理による質の向上も必要であるといえます。
- また、「ポイ捨てなどによる道路や河川のごみ」も、4割強の人が景観を阻害している要素と挙げており、良好な景観形成には、市民の景観への意識醸成によるマナーの向上も必要といえます。

■景観を阻害している要素 (Q1-6)

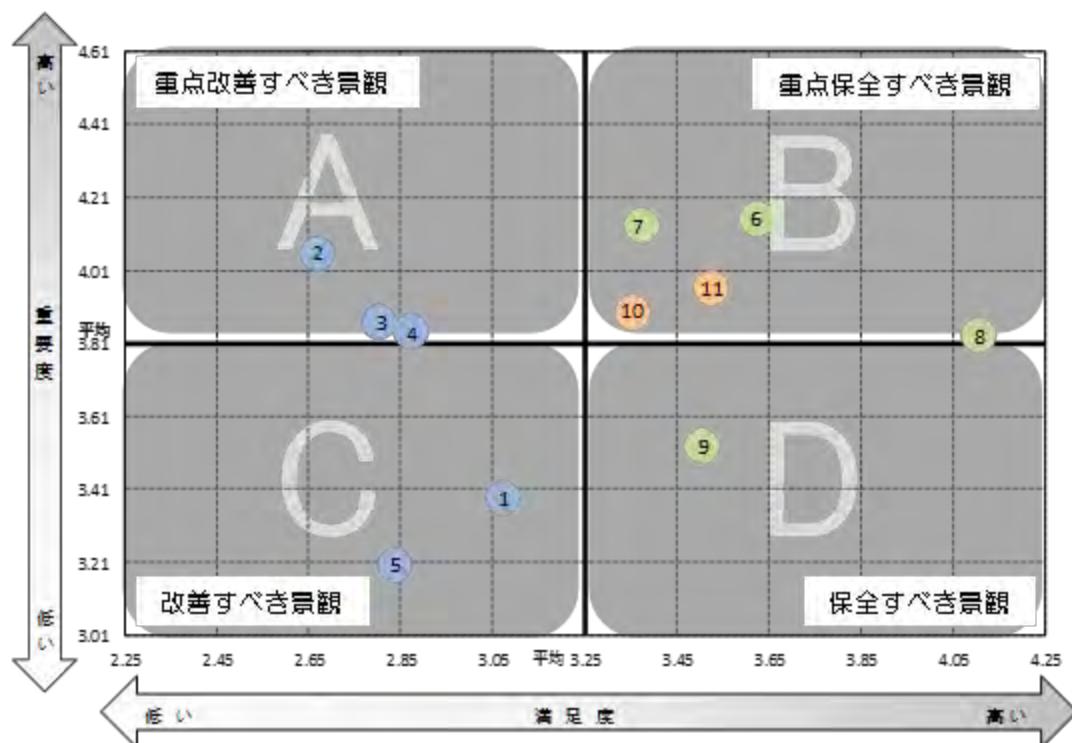
選 択肢	件 数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%
1. 色や大きさなどが周囲の景観と調和していない建築物	33	8.6%							
2. 広告物(看板)や案内標識	30	7.8%							
3. 電柱や電線	62		16.1%						
4. 農地に建てられた鉄塔やソーラーパネルなどの工作物	40	10.4%							
5. 道路や橋などの構造物	9	2.3%							
6. 手入れが行き届かず荒れた農地や空き地	228					59.2%			
7. 管理されていない空き家や空き店舗	231					60.0%			
8. 工場や事業所などにおける資材や土砂の野積み	41	10.6%							
9. ポイ捨てなどによる道路や河川のごみ	170				44.2%				
10. 汚れた河川や水面	63	16.4%							
11. 特にない	22	5.7%							
12. その他	20	5.2%							
無回答	11	2.9%							
回答数	385								

### 3. 良好的な景観形成に関する市民意向

#### (1) 個別の景観に対する満足度と今後の重要度

- 本市でみられる様々な景観について、現在の満足度と今後の景観形成における重要度の関係をみると、都市的な景観に対する満足度が全体的に低く、特に岐阜羽島駅周辺、竹鼻の街なみ、幹線道路沿道の景観は、重要度も高いことから、重点改善する必要がある景観といえます。
- 自然的な景観、歴史・文化的な景観については、全体的に満足度が高く重要度も高いことから、今後も適切な保全を図るとともに、これらの良好な景観に著しく影響を及ぼす要素（街なみや自然景観と調和しない色彩・形状の建築物 等）を防ぐ必要があります。

#### ■個別の景観に対する満足度と重要度 (Q1-3, Q2-2)



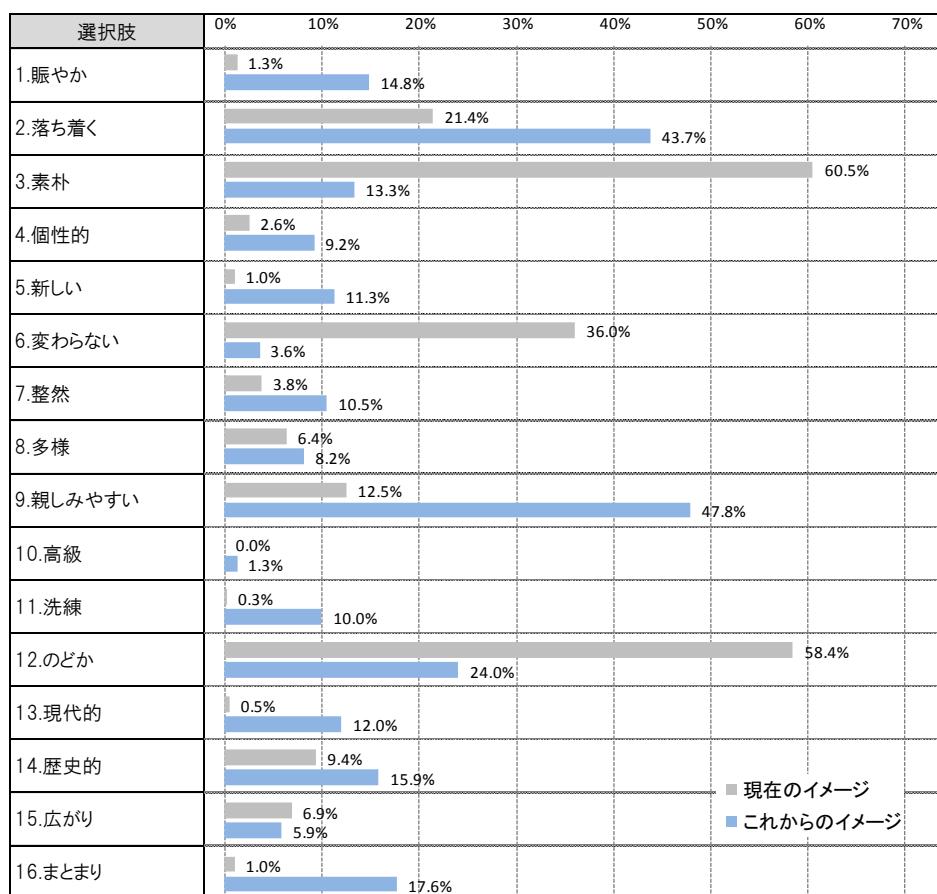
※満足度平均値（とても良い：5点、まあ良い：4点、どちらでもない：3点、少し悪い：2点、とても悪い：1点）

※重要度平均値（とても重要：5点、まあ重要：4点、どちらでもない：3点、あまり重要でない：2点、全く重要でない：1点）

## (2) 目指すべき景観のイメージ

- 本市の景観に対する現在のイメージは「素朴」、「のどか」が多くなっているのに対して、将来なってほしいこれからのイメージは「落ち着く」、「親しみやすい」が多くなっています。
- 現在・将来どちらも一貫して、のどかな田園風景や落ち着いた居住空間など、現在の本市の景観のイメージを大きくかけ離れるイメージではないことから、住民にとって身近な景観を維持しつつ、よりポジティブなイメージにしていくことが重要だといえます。
- その一方で、「賑やか」や「まとまり」など、現在のイメージにはない新しいイメージが、これからのイメージとしてあげられていることから、新しい景観をつくっていくことも大切だといえます。

### ■ 「現在の景観に対するイメージ」と「これからの景観に対するイメージ」(Q1-4, Q2-1)

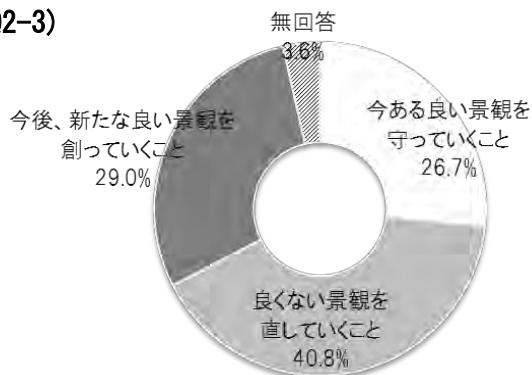


## (3) 今後の景観形成において取り組むべきこと

- 良好な景観形成のための取組の方向性として、最も多く挙がったのは「良くない景観を直していくこと」でした。
- このことから、良くない景観をできることから改善し、良い景観の保全・創出に向けた景観形成への取組に着実につなげていくことが必要といえます。

- 一方、市が取り組むべきこととして、景観や景観づくりについての住民意識の向上を図ることを約4割の人が挙げ、住民の取組としても、景観や景観づくりの活動を知ること・参加することへの意欲がうかがえます。
- このことから、住民の景観への意識の醸成を図り、景観づくりへの積極的な参加を促すことが必要といえます。

### ■景観づくりの取組として特に必要なこと (Q2-3)



### ■良好な景観づくりのために市が取り組むべきこと (Q2-4)

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%
1. 建物の色や大きさなどについてルールを設け、建築や開発行為を規制・誘導する	73			18.6%				
2. 良好的な景観に貢献するよう公共施設や公共空間の整備・改修を行う	209					53.3%		
3. 積極的な景観づくりを行う市民や団体に対し、市が支援する	132				33.7%			
4. 景観や景観づくりについての住民意識の向上を図る	162					41.3%		
5. その他	21	5.4%						
無回答	22	5.6%						
回答数	392							

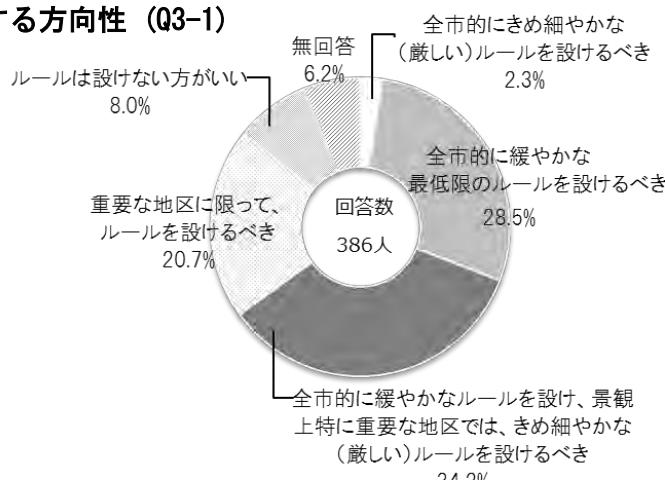
### ■良好な景観づくりのために自身(回答者)が取り組みたいこと (Q2-5)

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%
1. 景観や景観づくりの取組について知ること	133				33.8%				
2. 家の建築や改築の際に、周囲の街並みに配慮すること	69		17.6%						
3. 家庭で花や緑を増やすこと	152			38.7%					
4. 地域の清掃活動や、景観づくりの活動に参加すること	150				38.2%				
5. ごみのポイ捨てなどをなくすこと	269						68.4%		
6. 特にない	16	4.1%							
7. その他	8	2.0%							
無回答	14	3.6%							
回答数	393								

## 4. 景観形成に係るルールに対する市民意向

- 良好的な景観形成のための、建築物の色や大きさなどに対するルール（規制）について、約7割の人々が、全市的に緩やかなルールを設けるべきとしています。
- 受け入れられるルールについて、建物の色に関するルールのみ約4割の人が許容できると答えています。その他の項目について許容できると答えた人の割合は3割弱と少なく、個人の建物に対して厳しいルールをかけることは非現実的といえます。
- 企業に対しては、建物の色や緑化、広告物について景観への配慮が求められています。

### ■ 良好的な景観形成のためのルールに関する方向性 (Q3-1)



### ■ 受け入れられるルールの内容 (Q3-2)

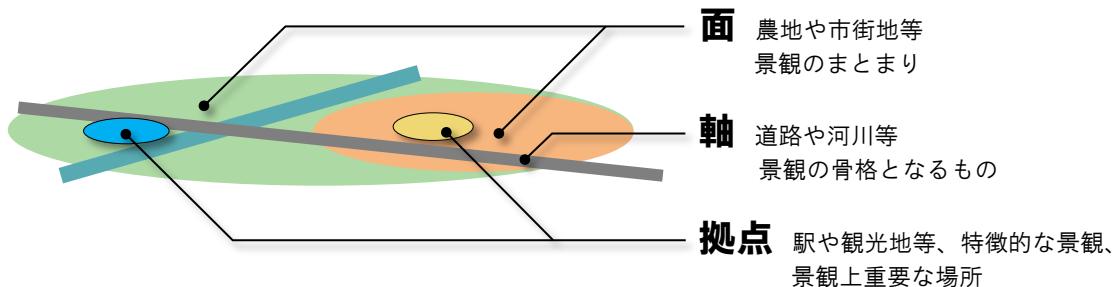
選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%
1. 建物の大きさに関するルール	51	14.0%				
2. 建物の色に関するルール	130				35.7%	
3. 建物のデザインに関するルール	80			22.0%		
4. 建物の配置に関するルール	103				28.3%	
5. 緑化に関するルール	93			25.5%		
6. 垣・柵・塀に関するルール	54	14.8%				
7. 個人の建物などにルールを設けるべきではない	98				26.9%	
8. その他	16	4.4%				
無回答	29	8.0%				
回答数	393					

### ■ 企業に対して景観上配慮してほしいこと (Q3-3)

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%
1. 建物の大きさ	45	11.6%				
2. 建物の色	80		20.6%			
3. 建物のデザイン	62		15.9%			
4. 建物の配置	43	11.1%				
5. 建物や敷地の緑化	131				33.7%	
6. 垣・柵・塀の高さや色	57	14.7%				
7. 屋外機械設備などの見え方	65		16.7%			
8. 広告物の大きさや配置	145				37.3%	
9. 広告物の色やデザイン	95			24.4%		
10. 特にない	71			18.3%		
11. その他	13	3.3%				
無回答	21	5.4%				
回答数	389					

## 1-4 羽島市の景観構造

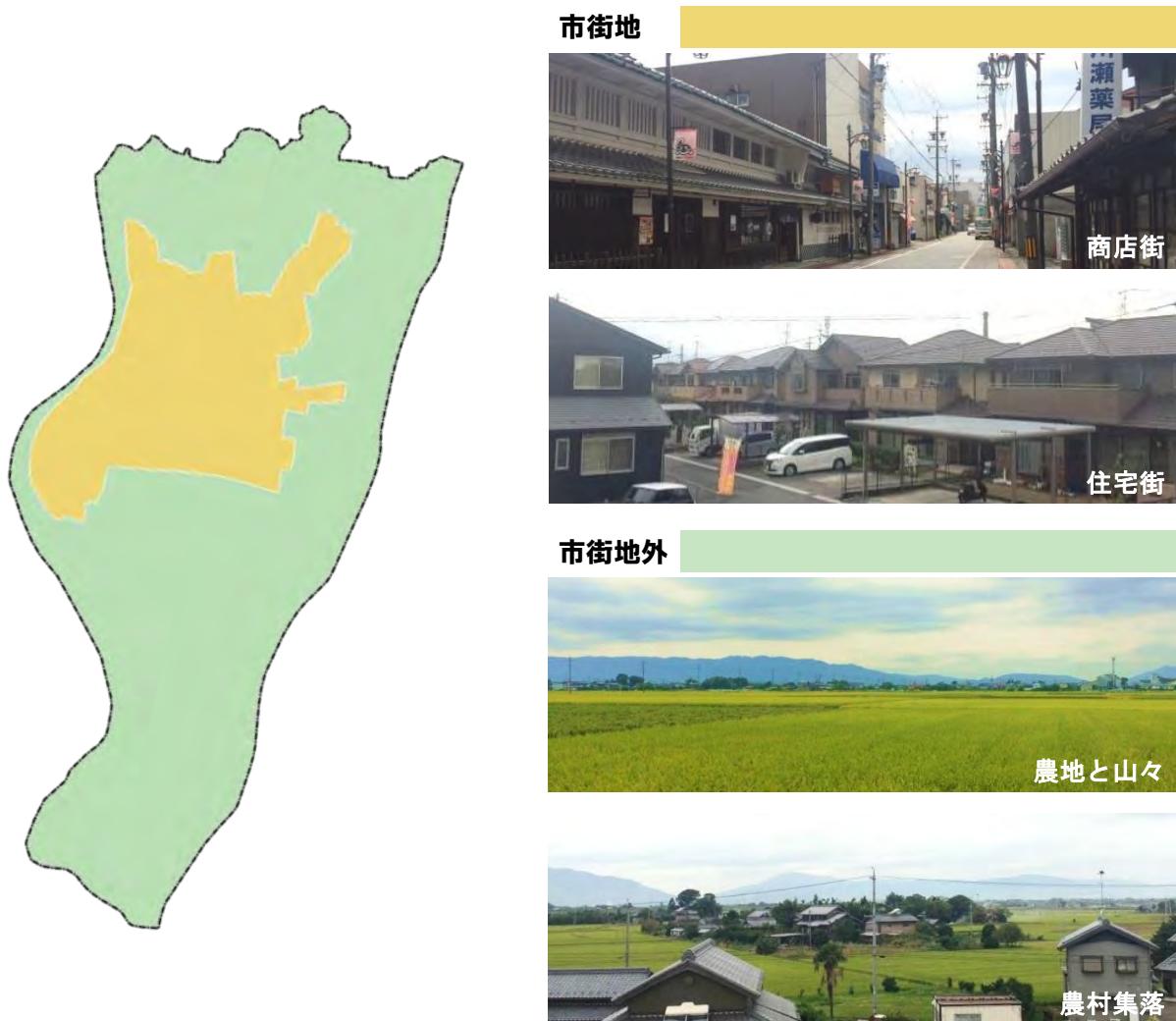
景観計画策定に向けた基礎的調査の結果から、本市の現在の景観を「面」「軸」「拠点」の3要素に分け、大枠（景観構造）を整理します。



### 1. 面

本市は、その平坦な地形により市全域として広がりのある景観がみられます。その中でも、市街地と市街地外で大きく2つの景観のまとまりがあります。

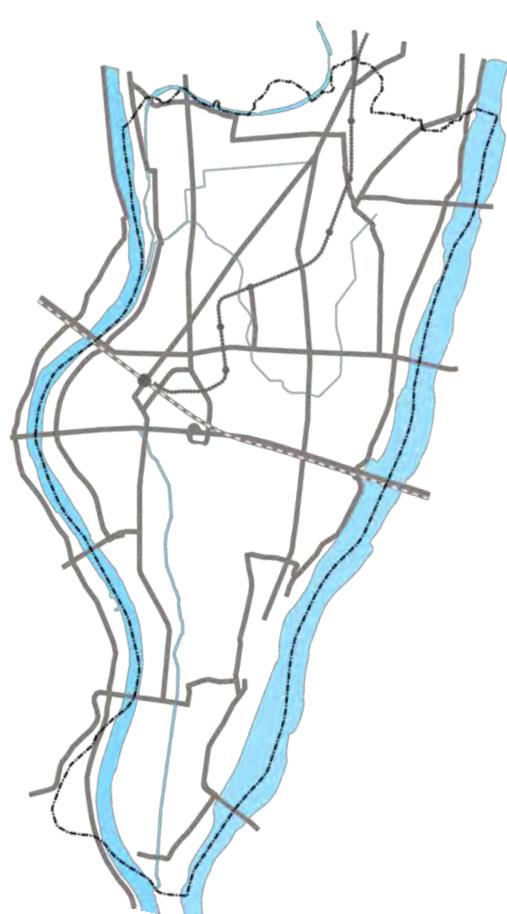
市街地は建築物が主要な景観要素であり、その中でも住宅地・商業地・工業地といった土地利用の違いによる景観のまとまりがあります。市街地外では、農地や河川など自然環境が主要な景観要素となっています。



## 2. 軸

本市は、木曽川、長良川、境川の三川に囲まれ、市内にも逆川などの河川が通り、生態系豊かで潤いのある景観を形成しています。

また、道路や新幹線などの交通軸は、沿道の街路樹や建築物、農地などを移動しながらみることのできる視点場となっています。広い幅員の道路は、沿道に商業施設などが立地し、賑わいのある景観が形成されています。



### 3. 拠点

本市の景観を特徴づける拠点的な場所として、駅周辺など近年新しく整備・開発が進む都市的な拠点、社寺や史跡など昔からの本市の歴史・文化を受け継ぐ歴史・文化的な拠点、公園・緑地など身边に豊かな自然を感じられる自然の拠点がみられます。



## 1－5 景観形成上の課題

本市が景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていくにあたって、景観形成上の課題を「まもる」「なおす」「つくる」「はぐくむ」の4つの視点で整理します。

### ～ 景観形成上の課題の整理の視点～



### 1. 基礎的調査の結果から捉えられる課題の抽出

#### (1) 上位関連計画における景観形成の方針

- ・川や交通軸、山なみ等、広域的に良好な景観の形成・保全が必要
- ・農地や社寺林等、農村集落の良好な緑地の保全が必要
- ・美濃路や竹鼻地区等、歴史・文化的景観の保全が必要

⇒	課題	視点
	良好な自然的景観、歴史・文化的景観の保全が必要	まもる

- ・道路や公園、河川等の都市施設や公共建築は、景観に配慮した整備が必要
- ・岐阜羽島駅周辺や IC 周辺は景観変化の可能性に留意が必要

⇒	課題	視点
	新たな整備や開発の際は、景観への配慮が必要	つくる

#### (2) 現在の景観形成に作用している法規制

- ・区域区分によって、市街地景観と田園景観に大別されている。
- ・市街地内は、用途地域によって商業地、工業地、住宅地の景観のまとめができる。
- ・田園景観や河川景観の保全に寄与する法規制がある。

⇒	課題	視点
	既存の法規制と連携した、景観の視点のルールが必要	はぐくむ

### (3) 現在の景観を形づくる要素

- ・市の南部・北部は農地が主な景観要素となっている。
- ・木曽川・長良川は生態系豊かな河川景観を形成しており、河川敷の公園・緑地が親水空間となっている。
- ・堤防道路は、広がる田畠や河川を見渡せる移動景観の視点場となっている。

課題	視点
⇒ 市の南部・北部は、自然的景観の保全が必要	まもる

- ・市の中部（市街化区域）は建築物が主な景観要素となっている。
- ・幹線道路沿道は、商業・工業系の建築物の集積による沿道景観が形成されている。
- ・岐阜羽島駅や IC周辺は、今後新たな開発による景観変化の可能性がある。
- ・都市公園や河川は市街地内に潤いを与える自然的景観要素となっている。

課題	視点
⇒ 市の中部は市街地景観を整えていくことが必要	つくる

- ・竹鼻地区は、歴史的な街なみが残る一方、空き家や空き店舗が景観を阻害している。
- ・周囲の景観から突出した規模や大きさの建築物が立地している。

課題	視点
⇒ 周囲の景観を阻害する建築物を改善していくことが必要	なおす

### (4) 景観形成に関する市民意向

- ・良くない景観を直していくことが求められている。
- ・管理不足の土地や建物が景観を阻害している。
- ・ポイ捨て等による河川や道路のゴミが景観を阻害している。
- ・岐阜羽島駅周辺、竹鼻の街なみ、幹線道路沿道の景観は特に改善が必要

課題	視点
⇒ できることから、良くない景観を改善していくことが必要	なおす

- ・河川や遠くの山々、公園・緑地等、市民満足度の高い景観の保全が必要
- ・市民が「良好な景観に貢献している」と思う建造物や樹木の保全が必要

課題	視点
⇒ 市民が大切にしている、満足している景観の保全が必要	まもる

- ・景観や景観づくりについて市民意識の向上を図ることが必要
- ・市民の景観づくりへの積極的な参加を促すことが必要

課題	視点
⇒ 市民の景観意識を高め、協働の取組を行うことが必要	はぐくむ

- ・全市的に良好な景観形成のための緩やかなルールが必要
- ・市民が受け入れやすいルールは、建築物の色に関すること
- ・企業に対して求める景観への配慮は、緑化や広告物に関すること

課題	視点
⇒ 良好な景観形成のための緩やかなルールが必要	はぐくむ

## 2. 羽島市の景観形成の課題

### 視点1 《まもる》

#### 「生活に潤いをもたらす良好な自然的景観の保全」

木曽川や長良川をはじめとした河川や、市の北部・南部に広がる広大な農地、遠くに見える山々など、良好な自然は、生活に潤いや安らぎを与える本市の景観の根幹となるものであり、今後も適切に保全する必要があります。

#### 「羽島市の個性をあらわす歴史・文化的景観の保全」

竹鼻の街なみや円空生誕の地に由来する景観要素、社寺など、本市の歴史や文化を感じることのできる景観は、本市の個性をあらわすものであり、今後も適切に保全する必要があります。

### 視点2 《なおす》

#### 「景観を阻害する要素の改善」

ゴミのポイ捨てや周囲の景観に調和しない建築物などの景観への配慮不足や、空き家や空き地の増加などの情勢変化がもたらす景観を阻害する要素は、場所や事象によっては地域全体の景観に大きな影響を与える看過できないものであり、改善していく必要があります。

### 視点3 《つくる》

#### 「新たな整備・開発と連動した良好な景観の創造」

岐阜羽島駅や岐阜羽島 IC の周辺など、新たなまちづくりの動きがある場所は、本市の新しい魅力につながる景観形成の土台となる場所であり、そのポテンシャルを活かして、建築物の新築や都市施設の整備の際には、周囲の景観に配慮するよう誘導・整備を行うなど、良好な景観を先導的に創造していく必要があります。

### 視点4 《はぐくむ》

#### 「景観に対する市民意識の向上と協働の取組の推進」

良好な景観形成は、行政だけでできるものではなく、その場所に関わる様々な人の営みによってできるものです。そのため、市民や事業者は自らが景観形成の主体であることを認識し、行政と協働の取組を行っていく必要があります。

#### 「良好な景観形成に向けたルールづくり」

景観は、見る人によってその評価が異なる主観的なものであり、市全体として良好な景観形成を図るために、市民・事業者・行政などそれぞれの主体が、目指すべき景観に対する認識を共有し、周囲と調和した秩序ある景観を育んでいく必要があります。



# 第2章 良好的な景観の形成に関する方針

## 2-1 景観計画区域の設定

### 1. 景観計画区域

#### (1) 羽島市景観計画区域の指定

本市の景観は、市の北部・南部を中心にみられる河川や農地が広がる自然的景観と、市の中北部を中心にみられる建築物などが集積する市街地景観の大きく2つに分けられます。自然的景観は本市の景観の根幹をなすものであり、市街地景観は日々の生活に密接に関わるものであります。

このことから、景観計画区域については市全域を指定し、自然的景観・市街地景観どちらに対しても適切な景観形成を図っていくこととします。

図一 景観計画区域



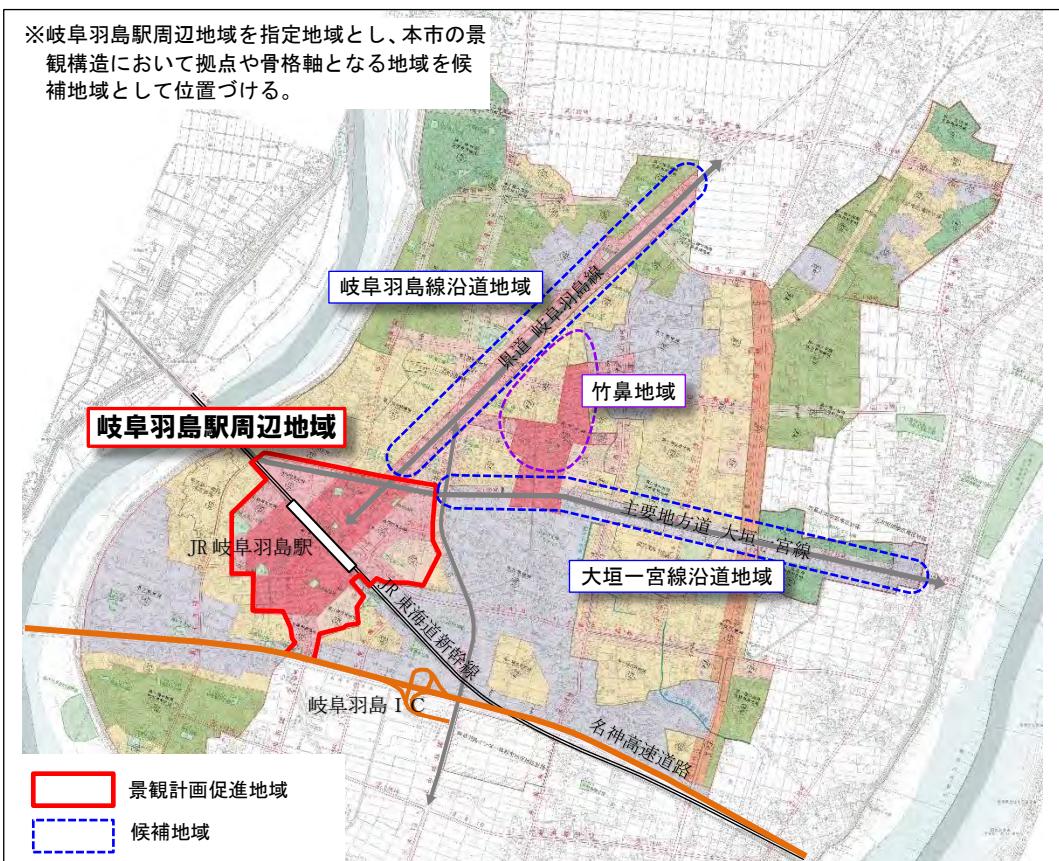
## 2. 景観形成促進地域

景観計画区域において、特に街なみ景観として一体性があり、本市の都市構造（都市核・都市軸・都市空間）や景観構造（面・軸・拠点）の観点から都市景観の形成に大きく影響すると思われる地域、並びに史跡や社寺を核として歴史的・文化的風致と風景を有し本市の財産として継承すべき地域については、あらかじめ一定の水準を確保した景観形成誘導を図ることが必要です。

そこで、そのような地域を景観形成促進地域に指定し、景観形成に関する基本方針を個別に定めるとともに、景観形成に影響のある行為に際しての届出対象の範囲を拡大することで、地域にふさわしい景観形成を促すものとします。なお、上位計画との整合や他法令との調整、地元の合意形成等が必要な地域については、まずは「候補地域」として位置づけることとします。

位置づけ	検討地域	指定区域の考え方	指定区分
都市の顔となる地域	岐阜羽島駅周辺地域	JR岐阜羽島駅周辺の準防火地域	指定地域
都市の景観構造の骨格となる地域	岐阜羽島線沿道地域	用途地域の区分を基本とした沿道街区	候補地域
	大垣一宮線沿道地域	用途地域の区分を基本とした沿道街区	候補地域
伝統的景観が都市の魅力となる地域	竹鼻地域	地域に主体的な組織がつくられ、住民等の合意が図られた伝統的街なみを含む区域	候補地域

図一 景観形成促進地域（指定地域／候補地域）



### 3. 景観形成重点地区

#### (1) 景観形成重点地区の位置づけ

特に歴史的・文化的価値が高い景観を有する地区や、本市の象徴的な景観を形成する地区、また周辺環境に影響を及ぼす恐れの大きい開発区域などは、より重点的に景観形成に取り組むことが望まれます。

そこで、地区住民等の合意形成の下に形態・意匠に関する地域独自の、かつ詳細で具体的な景観形成基準を定め、地区特性を活かした景観形成誘導を図る「景観形成重点地区」を定めることができるものとします。

#### (2) 景観形成重点地区の指定の方針

景観形成重点地区の指定にあたっては、以下の条件に該当する地区であって、地区住民等より景観形成による地域づくりの意向があった場合、当該地区的住民等と区域の範囲や景観形成基準（行為の制限のルール）を検討・協議し、住民相互の了承の下に決定します。

##### ～景観形成重点地区の条件～

- あらかじめ景観形成促進地域に含まれている地区
- 市民が認める重要な景観資源を有し、また既に特徴的な景観形成がみられる地区
- 大規模開発等によって周辺環境への影響が想定される地区
- 景観づくりに対する地区住民の意識が高く、住民主体の景観づくりが可能な地区
- 都市計画法などの諸法令や都市再生整備計画等との連携が可能な地区

## 2－2 良好的な景観形成に関する方針

### 1. 基本方針

本市は、景観構成要素となる河川や農地などの自然資源や、美濃路や竹鼻地区の歴史・文化を最大限に活用するとともに、市街地における秩序ある都市景観の形成を図ることで、快適で魅力ある都市づくりを推進するものであり、これに基づき、景観計画区域における景観形成の基本方針を以下のとおり設定します。

#### 基本方針1 親しみのある良好な景観を大切にする【まもる】【なおす】【はぐくむ】

本市は、木曽川・長良川に挟まれ、広大な平野に田園が広がる水と緑豊かな景観がみられます。また、竹鼻の街なみや円空仏など、歴史・文化を感じられる景観が残っています。これらの良好な景観は、本市の景観を特徴づけるものであるとともに、日々の生活に潤いをもたらす身近なもので

す。

のことから、これまで親しんできた本市にとって当たり前の景観を、これからも大切に保全します。

#### 基本方針2 羽島市の新しい魅力となる景観を育てる【なおす】【つくる】【はぐくむ】

本市は、JR岐阜羽島駅や岐阜羽島 IC などが立地し、岐阜県の玄関口として的一面を持っています。それにふさわしい、新たな魅力となるような景観を育て、市内外の人に、より本市を好きになってもらうことで、交流の拡大や定住の促進などが期待できます。

のことから、新たなまちづくりの動きがある場所では、周辺の景観に配慮するよう整備・誘導を行うなど、先導的に良好な景観を創造していきます。

#### 基本方針3 良好的な景観づくりに取り組む【はぐくむ】

景観は、その場所に関わる様々な人の営みによって、長い年月をかけて形作られるものです。市民を中心とした本市に関わる一人ひとりが、景観づくりの主体であることを自覚し、みんなで景観づくりに取り組むことで、市全体として調和のとれた良好な景観が育れます。

のことから、市民・事業者・行政が、良好な景観づくりにむけた共通認識を持ち、それぞれの役割と責任を担いながら、協働して取組を進めます。

## 2. 景観形成促進地域の景観形成方針

景観計画区域から区分し指定する景観形成促進地域については、地域独自の景観形成の趣旨・目標を踏まえ、区域を確定した後に地域を指定し、それぞれに景観形成方針を設定します。

### 【指定地域】岐阜羽島駅周辺地域

計画的な基盤整備によって市街地の拠点・骨格を形成し、高層・大規模建築物の立地が進んでいる地域であり、高層建築物などの規模の大きい建築物が立地するスケール感の大きい景観的特徴を踏まえ、J R岐阜羽島駅と同駅へのアクセス動線上の視点から見た街なみを視対象とし、本市の顔として活気があり、かつ品格のある景観形成を目指します。

視対象：見られる、眺められる対象



### 【候補地域】

#### ① 岐阜羽島線沿道地域

J R岐阜羽島駅へ直線的に伸びる県道岐阜羽島線上の視点から見た沿道の街なみを視対象のエリアとし、都市構造上の位置づけや、まちづくりにおける土地利用誘導方針を踏まえ、都市の活力と賑わいを表現した景観形成を目指します。



#### ② 大垣一宮線沿道地域

本市を横断する主要地方道大垣一宮線上的視点から見た沿道の街なみを視対象のエリアとし、沿道における土地利用誘導方針を踏まえつつ、車窓からの風景に連続性や統一性のある景観形成を目指します。

#### ③ 竹鼻地域

中町、新町、福江町と続く通りや、その西側に併行する下城町、宮町の通りなどの歴史的資源が集中する地域については、その建築様式・意匠によって地域の伝統文化を継承するものであり、平入の屋根や千本格子などを特徴とした在来構法家屋が連続する筋を軸とし、社寺や史跡などが多く点在する在郷町の面影を活かした景観形成を目指します。





# 第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限

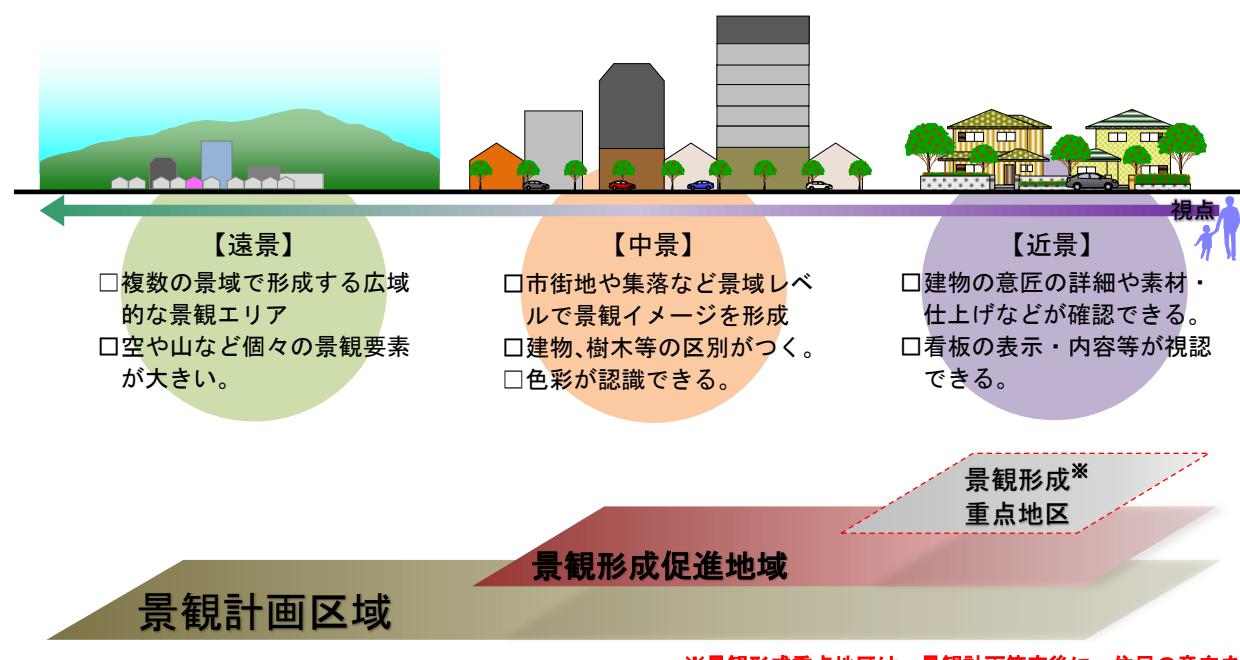
## 3-1 行為制限の基本的な考え方

### 1. 行為制限と景観形成誘導方針

前章に掲げた良好な景観形成の方針に沿って、市域並びに各地域の景観を『まもる』・『なおす』・『つくる』にあたり景観形成基準を定め、域内の各種行為について、適切な規制・誘導を行います。

本市では、市民や事業者等が行政とともに主体となって景観まちづくりに取り組むことを基本とし、行為の制限については、以下に示すとおり景観を【遠景】、【中景】、【近景】に分け、対象エリア別に行為制限の範囲を定め、強制力や厳密性に幅を持たせて景観形成誘導を図ります。

#### ～ 視対象の景観エリアと認識される景観の要素 ～



\*景観形成重点地区は、景観計画策定後に、住民の意向を踏まえながら独自の景観形成基準と合わせて指定します。



視対象は背後の山などと一体となった広域的な景観エリアで、その景観要素は、個（建築物、樹木等）としてではなく、群（市街地、集落等）としての特徴（輪郭、色彩など）が認識されます。

視対象と背景で構成された景観エリア（視界）に違和感を与える要素の解消に向け、周辺と調和した高さや規模、色彩等への適正誘導を図ります。



視対象は街などとの景域でまとまり、その景観要素は、群を構成する建築物や樹木等の特徴（位置・配置、高さ・規模、形態・意匠の概要、色彩、緑化など）が大まかに認識されます。

視対象の景域（街など）における景観の一体性や連続性の確保に向け、形態・意匠等について一定の基準の範囲内への誘導を図ります。



視対象は景観を構成する個々の要素（建築物、樹木等）で、視点場から近い距離にあって、その特徴（配置や高さ・規模、形態・意匠、素材、色彩、植生など）が詳細に認識できます。

視対象（建築物等）に、地域性や歴史性に配慮した工法、様式等を用いるなど、より詳細な基準・仕様によって形態・意匠等の誘導を図ります。

## 2. 景観形成に対する配慮の考え方

景観形成基準の設定に先立ち、本市におけるすべての建築物の建築や工作物の設置、開発行為等は、届出対象の基準に関わらず、次に示す配慮指針を踏まえ、良好な景観の形成に向けた工夫に努めるものとします。

### (1) 都市の景観形成に対する配慮指針

配慮事項	配慮指針
都市・地域の顔づくり	<p>本市の玄関口であり都市核に位置づけられるＪＲ岐阜羽島駅周辺や岐阜羽島 IC 周辺では、都市の顔にふさわしい活力と品格のある市街地景観の形成に向け、都市拠点機能集積等における建築等の行為に際し、街なみの一体性に配慮した配置、規模、形態・意匠とともに、外壁面等における落ち着いた色彩の使用や、適切な緑化・外構整備などに努めます。</p> <p>また、市内各地域の中心地区となる南宿駅、須賀駅、不破一色駅、竹鼻駅、江吉良駅の各駅周辺では、地域の歴史・文化的特徴を踏まえた形態・意匠、色彩、並びに既存の周辺景観との調和に配慮した配置、規模に努めるとともに、積極的な緑化を図ります。</p>
地域の良好な街なみ	<p>住宅系市街地においては、景観は良好な住環境を形成する上で重要な要素となり、建築等の行為に際し、都市計画による土地利用の計画的な誘導と合わせ、周辺景観と調和した形態・意匠、色彩とともに、積極的な緑化に努めます。</p> <p>特に大規模建築や大規模開発については、周辺景観に圧迫感を与えないよう、高さや規模が目立たない配置とするとともに、落ち着いた色彩の使用や視覚的圧迫感を軽減させる植樹・植栽、外構整備によって、全体的な街なみ景観との調和に努めます。</p> <p>工業系市街地や商業系市街地では、背景の空や田園景観等が阻害されないよう、建築等の行為に際し、配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩についてスケール感が強く認識されない工夫をするとともに、積極的な緑化・外構整備を図るなど、周辺景観との調和に努めます。</p>
街なみの連続性	JR岐阜羽島駅からまっすぐ伸びる主要地方道岐阜羽島線や、岐阜羽島 IC と直結する県道岐阜羽島インター線、市街地を東西に横断する主要地方道大垣一宮線など、区域外からの流入を含む人や車の往来が多い幹線道路については、その沿道において方向性を有した眺望が形成されるため、移動する視点から眺める景観（視対象）の変化に対し、街なみの統一感が図られるよう、建築等の行為に際し、周辺景観との調和や連続性に配慮した配置、高さ・規模、形態・意匠とするとともに、共通の景観素材として積極的な緑化に努めます。

## (2) 自然・田園景観に対する配慮指針

配慮事項	配慮指針
自然的景観との調和	市街地から垣間見える伊吹山地や養老山地の山なみと稜線は、市域がほぼ平坦地である本市にとって貴重な自然の景観であり、現状において山なみが確認できる場所では、建築等の行為に際し、できる限り眺望を阻害しない配置や高さ・規模に努めるほか、形態・意匠、色彩についても、鮮やかな色彩や光沢のあるものを避け、背景の空との調和に配慮したものとします。
田園風景の広がり	水田を中心に農地が広がる田園地帯では、空間的な広がりのある眺望景観を形成していますが、点在・連担する集落における生活様式の変化や農地の宅地化などが進み、農地を取り巻く環境が大きく変化していることから、建築等の行為に際し、視対象を背後の空や山なみと一体となった広い視界（遠景）で捉え、できる限り眺望を阻害しない配置や高さ・規模に努めるほか、形態・意匠、色彩についても背景の田園景観との調和に配慮したものとします。 また、田園地帯の中を視点場とした景観に対しても、建築物等の配置に配慮するほか、敷地の緑化に努めます。

## (3) 景観資源に対する配慮指針

市役所周辺に広がる竹鼻地域には、歴史・文化資産が多く点在し、古い街なみが残されています。これらは観光資源として本市の魅力を効果的に発信するものであり、趣のある伝統的景観の『まもる』・『なおす』・『つくる』に向け、地域の特徴的な形態・意匠や色彩を用いるとともに、適切な緑化・外構整備を図るなど、地域の趣に配慮した景観の形成に努めます。

また、これら伝統的な景観資源を有する地域においては、その積極的な保存と継承、景観づくりへの活用に向け、地域の景観まちづくりへの参画によって、都市や地域の財産としての景観の保全・再生に努めます。

## 3－2 景観形成基準等

本市における景観形成の基本的事項として、以下の景観形成基準を定めます。

### (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地における建築物の位置は、街なみの連続性や一体性に配慮し、壁面や軒先、塀・垣・柵等の位置を揃えるなど、周辺建築物との調和に努める。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さや規模は、できる限り周辺の街なみから突出しないよう配慮する。</li> <li>○高さや規模が周辺の街なみから突出する建築物は、形態や色彩、素材等で壁面の分節化を図るなど、周辺とのスケール感の調和に努める。</li> <li>○歴史的建築物など優れた景観資源を有する伝統的な街なみが形成されている場合は、その景観を阻害しないよう、高さや規模が目立たないよう工夫する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街なみの連続性や周辺景観との一体性に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。</li> <li>○地域が有する共通の景観的特徴を活かした意匠に努める。</li> <li>○長大な壁面は、無窓など単調なものは避け、形態や意匠を工夫し、歩行者等に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>○屋根の向きや形状に統一感がある場合は、周辺建築物と形態を揃えるなど、街なみの調和に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色は、彩度を抑え落ち着いたものとするよう努める。</li> <li>○基調色に明度の低い（暗い）色彩を用いる場合は、強調色や配合色に明度の高い（明るい）色彩を組み合わせるなど、重すぎる景観とならないよう努める。</li> <li>○複数の色彩を使用する場合、及び部分的に強調色を用いる場合は、他の色彩や基調色との色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないよう努める。</li> <li>○木材や石材などの自然素材を使用する場合は、伝統的意匠の継承等を除き、素材本来の色彩を用いるよう努める。</li> <li>○屋根の色は、周辺で使用される色彩と著しく異なるものは避け、彩度を抑えた落ち着いた色調に努める。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域性のある素材の使用に努める。</li> <li>○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。</li> <li>○反射光のある素材を使用する場合は、反射性の低い無彩色のものとするなど、周辺からの見え方に配慮する。</li> </ul>
設備・附帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に努める。</li> <li>○外壁や屋根上、屋上等に設ける設備は、できる限り通りから目立たないよう工夫に努める。</li> </ul>
外構・緑化	○街なみの連続性や一体性に向け、敷地内には適度な緑の確保に努める。
門扉、塀・垣・柵	○位置、形態※、デザイン及び素材は、建築物本体と親和性の高いものとし、周辺の街なみとの調和に努める。 ※土塀、石垣、生垣など

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地における工作物の位置は、街なみの連続性や一体性に配慮し、道路からの壁面や軒先の位置を揃えるなど、周辺建築物と調和のとれた配置に努める。</li> <li>○道路から大きく後退して配置する場合は、街なみの連続性の確保に向け、塀や生垣等を施すなどの工夫に努める。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努める。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物とまとまりのある形態意匠に努める。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○明度が極端に低い（暗すぎる）または高い（明るすぎる）色彩、及び彩度が極端に高い（派手すぎる、鮮やか過ぎる）色彩は極力避ける。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街なみの連続性や一体性に向け、敷地内には適度な緑の確保に努める。</li> </ul>

～色の三属性による色彩のコントロール～

景観形成基準における色彩の範囲については、色の三属性（色相、明度、彩度）を用いて判断します。

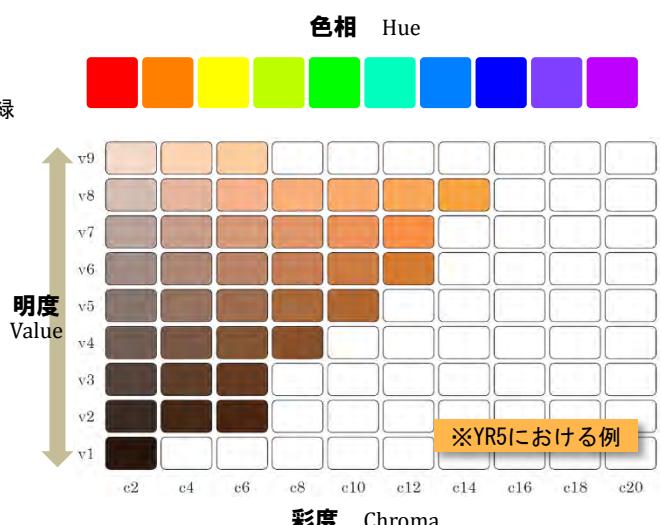
**色相**：赤、緑、青といった有彩色の色合い

[R(赤), YR(黄赤), Y(黄), GY(緑黄), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(紫青), P(赤紫), RP(紫)]

**明度**：色の明るさの度合い

白 (v10) <明るい→ 暗い 黒 (v0)

**彩度**：色の鮮やかさ、くすみの程度  
高い 低い



**(3) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発区域をいう。）等による土地の区画形質の変更**

項目	開発行為等の指針
盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲と極端な高低差を生じるような盛土や切土は避けるよう配慮する。</li> <li>○自然や既存の地形を活かすよう配慮する。</li> <li>○道路等に囲まれた街区に対し、極端に間口が狭く奥行きが長くなるような分割や細分化は避ける。</li> </ul>
法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模な法面が生じないよう配慮し、芝や低木の植栽などの緑化措置に努める。</li> <li>○擁壁等の構造物は、可能な限り必要最小限なものとし、石材等の自然素材やこれを模したものを用いるなどの工夫に努める。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観と調和した樹木は、可能な限り保全又は敷地内での移植を行うなど、緑化に努める。</li> <li>○現状において開渠となっている水路や溝渠などは、可能な限り暗渠化せず、必要に応じて移設するなど、その保全に努める。</li> </ul>

**(4) 屋外における土石、廃棄物等の物件の集積又は貯蔵等**

項目	開発行為等の指針
集積・貯蔵等の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物件は、積み上げる高さを抑え、整然と集積するよう努める。</li> <li>○集積する場所は、可能な限り前面道路など公共の場から容易に望見できる位置を避け、歩行者等に対する圧迫感を和らげるよう努める。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集積又は貯蔵等に使用する敷地については、道路境界や隣地境界を植栽等で遮へいし、物件が容易に望見できないよう配慮する。</li> </ul>

## 3-3 行為の届出

### 1. 届出等が必要な行為

#### (1) 届出対象行為

本市では、法第16条第1項各号及び法第16条第7項各号の規定に基づき、以下に記す周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を「届出対象行為」に指定し、当該行為を行うにあたって、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を羽島市長に届け出るものとします。

なお、今後、景観重点地区に指定された地区については、指定地区別に対象行為の規模を定めるものとします。

届出対象行為	景観計画区域（景観形成促進地域除く）	景観形成促進地域
<b>【法第16条第1項第1号】 建築物の新築、増築、改築若しくは移転</b>	高さ15m超 又は 延べ面積1,000m <sup>2</sup> 超	高さ10m超 又は 延べ面積500m <sup>2</sup> 超
<b>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>	上記規模の建築物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの	
<b>【法第16条第1項第2号】 工作物の新設、増築、改築若しくは移転</b>		高さ15m超
<b>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>	上記規模の建築物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの	
<b>【法第16条第1項第3号】 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発区域をいう。）</b>		開発面積1,000m <sup>2</sup> 以上
<b>【法第16条第1項第4号】 屋外における土石、廃棄物等の物件の集積又は貯蔵等</b>	堆積期間が90日を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500m <sup>2</sup> 以上または堆積の高さが4m以上	堆積期間が90日を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が100m <sup>2</sup> 以上または堆積の高さが2m以上

## (2) 届出等の対象外となる行為

前述の届出対象行為のうち、次のいずれかに該当するものは、届出等の対象外とします。

対象外となる行為	根拠法令等
景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で羽島市長の許可をえたもの	法第22条第1項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれかに該当するもの ○高さ1.5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 ○幅員2m以下の用排水施設、農道若しくは林道の設置 ○農地の開墾	政令第8条第4号
重要文化財の現状の変更等の行為の許可（文化財保護法第43条第1項）を得たもの	政令第10条第3号
史跡名勝天然記念物の現状の変更等の行為の許可（文化財保護法第125条第1項）を得たもの	政令第10条第3号
岐阜県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物等の表示・掲出等	政令第10条第4号
岐阜県指定重要有形文化財の現状変更等で岐阜県教育委員会の許可をえたもの	

法：景観法 政令：景観法施行令

## 2. 特定届出対象行為

本市では、将来において景観形成重点地区に指定した区域内で行われる法第16条第1項1号または2号の届出をする行為のうち、景観計画に定める当該景観形成重点地区的景観形成基準から大きく逸脱し、地域の良好な景観の形成を阻害する恐れのある行為に対しては、法第17条第1項の規定に基づき、変更命令を行うものとします。

また、その届出対象となる法第16条第1項1号または2号の届出をする行為の規模（面積、高さ等）については、景観形成重点地区の指定に合わせ、羽島市景観条例において定めるものとします。

### 【行為の規制等－景観法】

（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出をする行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

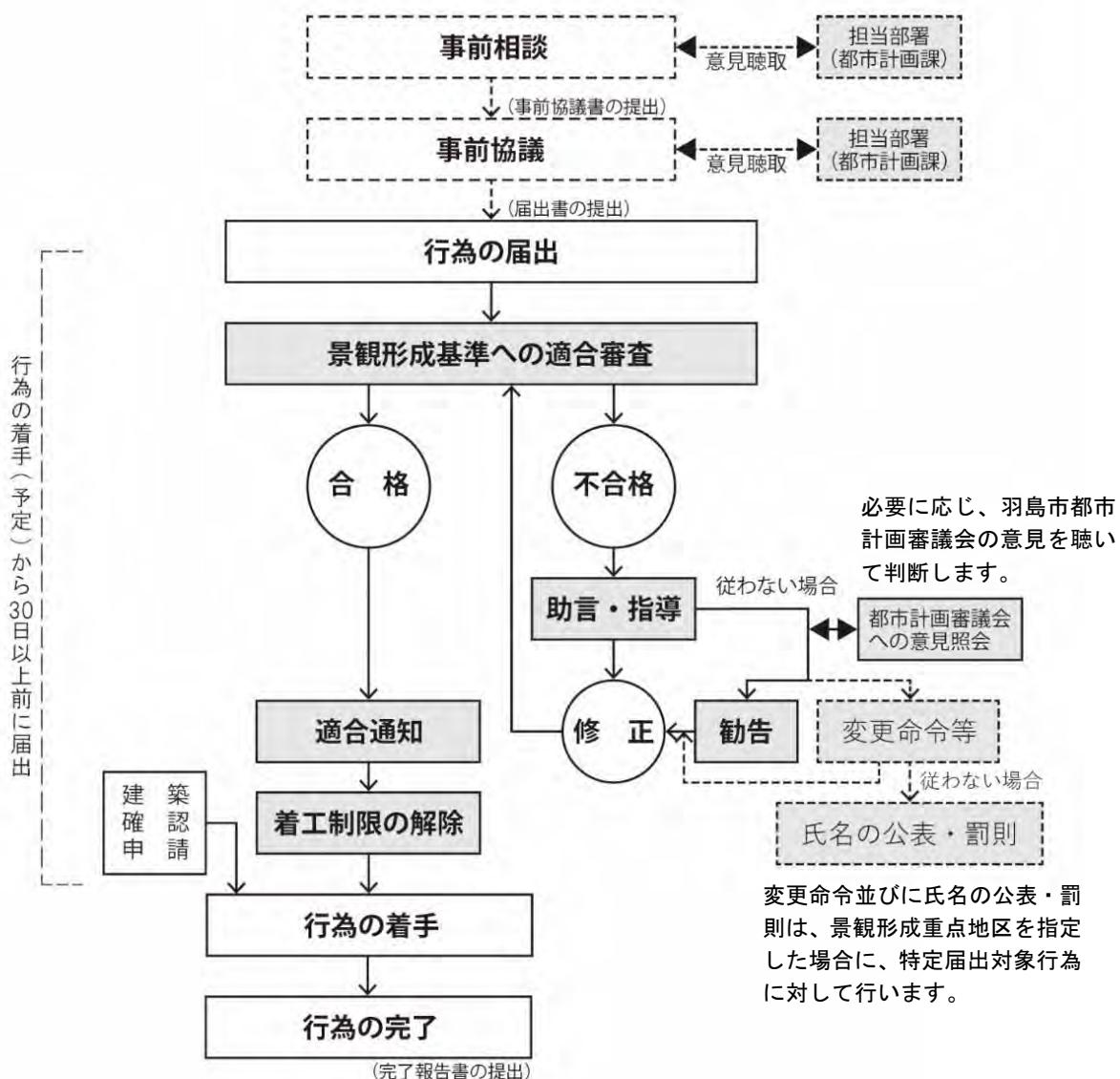
### 3. 行為の届出に係る手続

届出対象行為については、建築確認申請や開発許可申請等の法令上の手続きに先立ち、景観形成基準への適合審査を行うため、羽島市建築条例及び同条例施行規則で定める届出書と必要書類をもって、景観行政団体である市（担当部署）に届出を行うものとします。

なお、景観法第18条第1項の規定により、市が届出書を受理した日から30日間は、当該行為に着手できない（90日間まで延長することがあります）ことから、事業者または設計者は、対象行為の計画段階において、申請内容が羽島市景観計画で定める景観形成基準に適合しているか確認するために、羽島市の担当部署と事前相談や事前協議を行うものとします。

届出内容が本計画の景観形成基準への適合性が判断された場合は、適合通知の日から行為の着手制限が解除されますが、適合しない場合については、市は、助言や指導、勧告、変更命令を行うこととします。

図一届出の流れ



# 第4章 良好的な景観の形成にかかる取り組み

## 4-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

建築物や工作物などの建造物や樹木の中には、意匠や樹容に優れ、地域の景観を特徴づける景観資源が存在し、歴史的・文化的価値があり市民共有の財産として親しまれていたり、新たな都市のシンボルとして広く市民に認識されていたりするものがあります。

それらは、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することによって、地域の歴史や特徴を活かした景観づくりの核として、その保全を図ることが可能となります。

なお、景観重要建造物の指定にあたっては、当該建造物が建築基準法上の要件を満たしており、かつ耐震性を保持していることが前提となります。

### 1. 景観重要建造物

#### (1) 指定の方針

建築物や工作物などの建造物は、都市の景観イメージ醸成や地域の景観形成に影響する要素ですが、特に意匠的な価値が高く、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしていると認められ、かつ指定基準を満たす建造物については、当該建造物の所有者等の同意の上、景観重要建造物に指定し、その形態意匠の保全・継承を図っていきます。

景観重要建造物に指定されると、その所有者及び管理者若しくはその代理人においては、当該建造物の修繕に際し、原則として外観の変更ができないほか、消失や毀損するがないよう、適切な維持管理が求められます。

#### ～羽島市における指定対象の条件～

- 地域の景観形成に先導的な役割を果たすなど、重要な構成要素となっているもの
- その形態意匠の特徴に歴史的・時代的な特性や地域性がみられるもの
- 地域のシンボルとして市民に認知され、また親しまれているもの

※文化財保護法に規定された国宝や重要文化財に指定されている場合は適用の対象外となります。

#### (2) 指定の手順

景観重要建造物の指定にあたっては、あらかじめ当該建造物の保全状態等を調査し、建築、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関、羽島市都市計画審議会から幅広く意見を聞き、指定の妥当性や適合性を検証した上で、当該建造物の所有者及び管理者と十分に協議し同意を得るものとします。

また、建造物の所有者からの指定の提案も可能とします。

## 2. 景観重要樹木

### (1) 指定の方針

羽島市には、名木百選に指定された樹木をはじめ、地域の景観形成に寄与する樹木が多く存在します。そこで、その樹容が美観上優れ、特に地域の景観形成に重要な存在であることが認められ、かつ指定基準を満たす樹木について、当該樹木の所有者等の同意の上、景観重要樹木に指定し、その樹容の保全・継承を図っていきます。

景観重要樹木に指定された場合は、その所有者及び管理者若しくはその代理人においては、当該樹木の優れた樹容の維持に努めるとともに、その滅失や枯死等を防ぐために、適切な管理が求められます。

#### ～羽島市における指定対象の条件～

- 地域の景観形成に先導的な役割を果たすなど、重要な構成要素となっているもの
- その樹容が、自然、歴史、文化の面において、地域の特徴を表しているもの
- 地域のシンボルとして市民に認知され親しまれているもの

※文化財保護法に規定された天然記念物等に指定されているものは指定の対象外となります。

### (2) 指定の手順

景観重要樹木の指定にあたっては、あらかじめ当該樹木の保全状態等を調査し、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関、羽島市都市計画審議会から幅広く意見を聞き、指定の妥当性を検証した上で、当該樹木の所有者及び管理者と十分に協議し同意を得るものとします。

また、樹木の所有者からの指定の提案も可能とします。

#### 【景観重要建造物の指定の基準－景観法施行規則】

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
  - ロ （省略）

#### 【景観重要樹木の指定の基準－景観法施行規則】

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

## 4－2 景観重要公共施設の指定及び整備

道路や橋梁、公園、河川、水路などの公共施設等は、多くの人の目に触れる機会が多く、それ自体が景観を構成する重要な要素となっているとともに、街なみを形づくるなど景観形成において先導的な役割を果たしています。

そこで、公共事業（建造物や橋梁等の新築・修繕）については、これまでの画一的なデザインや色彩にとらわれず、地域の景観に調和を図った色彩の採用を目指すこととし、特に景観形成上重要な公共施設等については、周辺の街なみ・風景と一体となった良好な景観形成を進めるため、当該施設の管理者の協議・同意の下に景観重要公共施設に指定するとともに、必要な整備や占用許可等の基準を定め、適切な整備・修繕等に取り組むものとします。

### ～本市で景観重要公共施設の対象とする公共施設～

- 道路法（昭和29年6月10日法律第180号）による道路
- 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）による都市公園
- 河川法（昭和39年7月10日法律第167号）による河川
- 都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）による都市緑地

### 1. 指定の方針

景観重要公共施設については、視対象の範囲にあって、以下の施設指定方針に示すように、特に強く認識されるものや、地域の景観形成と一体的に整備されるべきものを指定します。

#### 【指定方針】

種別	基本方針	指定の方針
道路	都市骨格軸に合わせたシンボル景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市の顔やイメージとなる景観形成の骨格軸に位置づけられ、沿道の建築物や土地利用等と統一感のある街なみを形成すべき道路等</li> <li>○まちなかの賑わい創出に向け、イベントの実施やオープンカフェの設置など、民間活力による空間活用が望まれる道路等</li> </ul>
	歴史的・文化的風致を引き立てる景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統的な街なみの形成に向け、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線等の解消などが望ましい道路等</li> <li>○景観形成重点地区の区域内にあって、沿道において地域の景観特性を踏まえた景観形成誘導が図られる道路等</li> </ul>
公園・緑地	市民の憩いの場となる緑豊かな市街地景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑による都市魅力の増進が期待され、広く市民から親しまれる公園等</li> <li>○まちなかの賑わい創出に向け、イベントの実施やオープンカフェの設置など、民間活力による空間活用が望まれる公園等</li> </ul>
河川・水路	伝統的街なみと調和した水際景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市のシンボルとなる景観軸を形成し、市民に親しまれている河川・水路等</li> <li>○地域住民の暮らしに密接に関係し、沿川の街なみとの調和に配慮が求められる河川・水路等</li> </ul>

## 2. 景観重要公共施設の整備等の方針

景観重要公共施設の整備等にあたっては、市と施設管理者等との協議の上、施設の整備方針や整備内容、景観重要公共施設の多面的な活用等について、当該施設の指定と合わせて本計画に随時定めるものとします。

また、景観重要公共施設の大規模な修繕を行う際についても、事前に施設管理者等とデザインや工法など具体的な整備内容を協議するものとします。

### （1）景観重要道路

シンボル景観の形成を目的に景観重要公共施設に指定した道路（景観重要道路）については、良好な景観の形成に向け、地域の景観や沿道の街なみと一体となった舗装、街路樹、ファニチャー等の整備に努めるほか、オープンカフェの設置など賑わいのある街なみ形成に向けた道路占用に取り組みます。

また、歴史的・文化的風致の保全・活用を目的とする景観重要道路については、電線共同溝整備道路に指定するなど、歴史的な街なみに配慮した電柱地中化に取り組みます。

### （2）景観重要都市公園・景観重要都市緑地

景観重要公共施設に指定した都市公園（景観重要都市公園）や都市緑地（景観重要都市緑地）については、緑豊かな市街地景観の形成に向け、緑化の推進・保全に取り組みます。

また、景観重要公園等において、イベントの実施やオープンカフェの設置などの賑わい創出に向けた占用許可を行う場合は、周辺景観との調和に基づいた基準を定めるものとします。

### （3）景観重要河川・景観重要水路

景観重要公共施設に指定した河川（景観重要河川）や水路（景観重要水路）については、沿川に形成される街なみとの調和に配慮した整備や管理に取り組みます。

また、景観重要河川等のうち、特に地域資源を活用したまち歩きなどの観光・交流促進が取り組まれているエリアの区間においては、これら地域の活動主体と協議し、整備の方針、指針を定めるものとします。

### 4-3 屋外広告物の表示・掲出に係る景観形成の方針

屋外広告物等は、経済活動において情報提供の手段として必要なものですが、建築物と同様に景観に対し大きな影響を与えるものであり、まちの賑わい創出に寄与する一方で、目立つための形態・意匠や色彩等によって、街なみ景観の品格を損ねる場合もあります。特に歴史的な街なみや自然・田園景観にとっては、良好な景観を阻害する要因にもなります。

現在、市内にある屋外広告物は、岐阜県屋外広告物条例に基づき、禁止地域（広告物の掲出ができない地域）や、屋外広告物の表示や掲出物件の設置等の行為についての制限を行っており、今後も本計画に基づいた景観形成に向け、同条例の適切な運用を行っていきます。

さらに、違反広告物については、簡易除却（はり紙、広告旗、立て看板等を撤去すること）にとりくむなど、今後より一層の減少に努めていく必要があります。そのため、関係機関との連携を積極的に図っていきます。



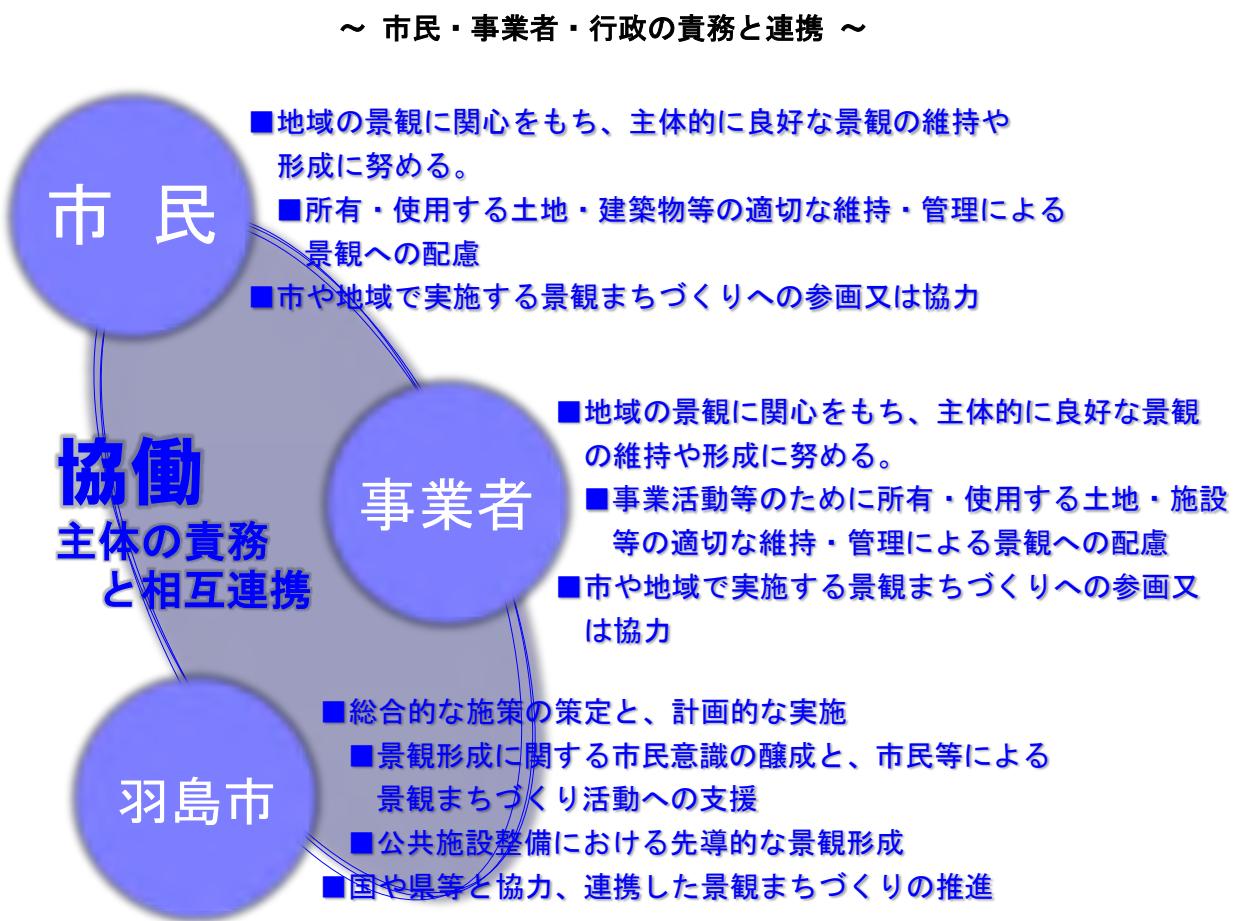
# 第5章 景観まちづくりの推進

## 5-1 景観まちづくりの推進体制の構築

### 1. 景観まちづくりの主体と役割

現在の景観は、その土地の地勢や気候が土台となり、人々の暮らしや営みによって地域特有の姿にかたちづくられてきたものです。したがって、建築物や土地活用に影響を及ぼす市民の生活行動や事業者の事業活動等に際して、それぞれが良好な景観の形成を意識し行動することが、今後の景観形成に重要となります。

そこで、本計画では、市民や事業者等が地域社会の一員として様々な領域で主体的に景観形成に関わり、行政と協力、連携しながら景観まちづくりに取り組むものとし、それぞれの責務と役割を以下のとおり整理します。



### (1) 市民の役割

住まい（家）づくりや、敷地の緑化、地域の美化活動などの暮らし方を通じて、良好な街なみが形成されます。居住や消費、生産など市民の生活行動は、景観形成に最も影響を及ぼし、市民は景観形成で最も重要な役割を果たす景観まちづくりの主体と言えます。

市民は、自らの生活行動圏を良好なものとしていくために、地域の景観に関心をもち、自ら所有・管理または使用する建築物・工作物や土地・庭木等について、景観に配慮した維持・管理を行うとともに、日常生活の中で、地域の清掃・美化運動や軒先の緑化など、身近な景観づくりをはじめ、市や地域で実施する良好な景観の形成に関する取り組みに積極的に参加するよう努めます。

### (2) 事業者等の役割

事業者は、自らが所有・管理または使用する土地や店舗・事務所、工場・倉庫、並びにその事業活動等が景観の形成に大きく影響することを認識し、その形態・意匠については周辺の街なみや環境に十分に配慮するとともに、景観形成に関わる主体としての自覚をもって、地域の清掃・美化運動などの取り組みに積極的に参加、協力しながら、良好な景観づくりに貢献するよう努めます。

### (3) 市（景観行政団体）の役割

市は、本市における良好な景観の形成に向け、市民や事業者等の意見を踏まえながら、景観まちづくりに関する総合的な施策を計画的に実施するとともに、市民や地域、事業者等による景観まちづくり活動について、計画や実施などの各段階において積極的に支援します。

また、公共建築物等や道路・公園などの公共施設は、地域の景観・街なみに大きく影響するとともに、長期的ストックとして地域の景観的イメージを生成します。市は、自らが整備や維持・管理する施設について、周辺景観と調和した優れたデザインに取り組むなど、景観形成における先導的な役割に努めるとともに、国や県などの公共施設についても、良好な景観が形成されるよう、その整備に際して十分な連携・調整を行います。

## 2. 景観施策の推進体制

### (1) 庁内における景観行政の体制整備

都市計画課が主管となり、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の適合審査を行うとともに、景観行政に関する協議・調整を図る場として、関係各課で構成された横断的な庁内体制の整備を検討します。

### (2) 景観行政に係る審議体制の整備

市では、景観形成に関わる各種計画や事業の検討、届出対象行為に関する勧告・変更命令※、景観重要建造物・景観重要樹木の指定、景観整備機構の指定、景観計画の見直しなどの重要事項について、羽島市都市計画審議会に意見照会するとともに、必要に応じて同審議会で審査できるものとします。

また、同審議会における専門的事項の審議に際しては、必要に応じて専門部会を設置することができるものとします。

※ 本計画では、計画策定時点において変更命令の対象となる特定届出対象行為は定めていません。

### (3) 景観協議会

地域や地区レベルで良好な景観形成に向けた景観まちづくり活動を推進する際に、関係者等の合意形成や相互協力に向け必要な協議・調整等を行うために、市や関係行政機関、経済団体、電気・通信、鉄道等の公益事業者、市民、NPO等で構成した景観協議会を設置することができます。

本市では、同協議会については、景観形成に関わる様々な課題について協議・調整することを目的に、それぞれの議題に対し必要に応じて隨時設置・開催し、関係者がその都度参加できる会議とします。

#### 【景観協議会－景観法】

- 第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
  - 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
  - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## (4) 景観整備機構

良好な景観形成の実現には、市民や民間団体等が主体となった取組みが重要であり、法第93条の各号に掲げる景観まちづくり活動について、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO)を「景観整備機構」に指定することができます。

本市では、以下に示す業務について、申請のあった法人が市に代わって適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、当該団体を景観整備機構に指定し、景観形成に関する計画立案や、景観に関する様々な事業を推進することができます。

### ～羽島市における景観整備機構の業務～

- 良好な景観形成を図る事業に対する、当該事業に関する専門家の派遣や情報提供
- 管理規定に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の管理
- 景観重要建造物と一緒に良好な景観を形成する公共施設を活用した景観形成事業への参画、並びに同事業に有効利用できる土地の取得・管理・譲渡（政令で定めるものに限る）
- 良好な景観の形成に関する調査研究

### 【景観整備機構－景観法】

#### (指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好的な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一緒に良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好的な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好的な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

## 5－2 景観まちづくりの推進施策

### 1. 啓発活動

良好な景観の形成に対する市民の意識啓発を図るため、様々な手法・媒体を通じた情報発信や、フォーラムやシンポジウムの開催などに努めます。

また、市民が主体となった歴史的な街なみに寄与する古くからの伝統的な町家の保全や、地域特有の形態意匠を活かした家屋の建築など、優れた景観づくりに貢献している建築物並びにその取組み等に対し、認定・表彰等の制度の導入を検討します。

さらに、良好な景観の形成には、地域への愛着を育てることが重要であり、様々な機会を通じて景観教育・景観学習の推進に取組みます。

### 2. 他法令との連携

景観法の効力は、建築物や工作物の形態・意匠や色彩に関しては特定届出対象行為に指定することで変更命令まで可能となります、高さ（最高限度、最低限度）や配置（壁面の位置）、敷地面積の最低限度等については勧告に留まります。

したがって、景観計画で目指す良好な景観の形成の実現に向け、建築基準法や都市計画法など他法令等との連携が不可欠となります。

特に建築物の建築等の行為については、「景観地区」に限定せず、本市の特性やこれまでの都市計画の経緯を踏まえ、景観法と合わせ都市計画法を積極的に活用することで、より良好な景観形成の実現性が高い方法で景観形成誘導に努めます。

なお、景観阻害要因として市民意向に多かった“手入れが行き届かず荒れた農地や空き地”、“ポイ捨てなどによる道路や河川のごみ”に対しては、現在既に「羽島市美しいまちづくり条例（平成12年3月28日 条例第16条）」で運用されており、良好な景観形成の視点からも、関係各課や関係機関等と連携し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「軽犯罪法」、「道路交通法」、「河川法施行令」等を活用した美観の保全に努めます。また、同じく“管理されていない空き家・空き店舗等”についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「消防法」等に基づく関係各課の施策と連携し、良好な景観を阻害する要因の解消に努めます。

#### 【景観地区に関する都市計画－景観法】

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

### 3. 住民等による景観まちづくり活動

地域における良好な景観の形成に向けた取組みを行う市民団体に対し、景観形成市民団体(仮称)の認定を行い、技術的援助や活動・運営に対する支援を行います。

また、同団体の活動計画等に基づき、本計画に対し良好な景観形成を行う土地・建物の所有者等から必要な変更提案がなされ、その提案内容が本市の良好な景観形成に資するものである場合は、その内容について羽島市都市計画審議会で審議し、本計画に反映することとします。

#### 【住民等による提案－景観法】

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

### 4. 市民参画・協働事業の実施

市民や事業者等による道路、公園、河川等における季節の花の植栽などの美化・緑化活動や、これら公共空間を民間主体で利活用できる事業など、市民や事業者等が参画する機会を提供します。

